

出雲崎町津波避難緊急支援 施設基本計画

**令和 7 年 2 月策定
令和 7 年 12 月改訂**

出雲崎町

目 次

1.	計画の基本的な考え方	1
1.1.	はじめに	1
1.1.1.	津波避難緊急支援施設基本計画の重要性	1
1.1.2.	津波避難時の心得	2
1.1.3.	出雲崎町の津波避難（能登半島地震における課題）	2
1.2.	計画の目的	3
1.3.	計画の位置づけ	4
1.4.	計画の修正	5
1.5.	用語の定義	5
2.	津波避難計画の内容	7
2.1.	津波浸水想定区域	7
2.1.1.	最大クラスの津波の設定について	7
2.1.2.	津波浸水想定区域（新潟県公表）	9
2.1.3.	津波の到達予想時間	11
2.2.	津波時の指定緊急避難場所・指定避難所	12
2.3.	津波避難対象地域等の設定	15
2.3.1.	津波避難対象地域	15
2.3.2.	津波避難対象者	15
2.3.3.	徒歩による避難困難地域	16
2.3.4.	津波避難目標地点	17
2.4.	津波に関する避難指示の発令基準	18
2.5.	津波避難の方針	19
2.5.1.	津波避難の方針	19
2.5.2.	各行政区の避難方法	20
2.6.	津波災害対応に関する町職員の配備体制	49
2.6.1.	配備体制の基準	49
2.6.2.	津波に関する情報の伝達	51
2.6.3.	気象台等から発表される津波に関する情報の種類	51
2.6.4.	町民等への津波に関する情報の伝達	52
2.7.	町民等の津波避難に関する行動	53
2.8.	消防団員等の避難誘導等の活動に従事する職員等に関する行動	54
2.9.	津波対策の教育・啓発	55
2.9.1.	津波防災の教育	55
2.9.2.	町民等に対する津波防災意識の啓発	55
2.10.	防災訓練	56
2.11.	その他の留意点	57
2.11.1.	漁港・海水浴場等における津波避難に関する行動	57
2.11.1.1.	漁港等周辺の事業者等	57

2.11.1.2.	海水浴客・釣り客等の海岸利用者	57
2.11.2.	要配慮者の避難誘導支援に関する行動	58
2.11.2.1.	要配慮者の定義	58
2.11.2.2.	要配慮者の避難誘導支援	58
2.11.2.3.	要配慮者利用施設における津波避難に関する行動	58
2.11.3.	学校等における津波避難に関する行動	59
2.11.4.	集客施設における津波避難に関する行動	59

1. 計画の基本的な考え方

1.1. はじめに

1.1.1. 津波避難緊急支援施設基本計画の重要性

出雲崎町は日本海に面し、約 10km に及ぶ海岸線を有しています。海岸部の背後には海抜 50m 前後の小山脈が迫り、海岸地区の住家のほとんどはこの小山脈を背後に抱え、帯状の集落となっています。海岸地区の集落地の標高は 3 m～8 m 程度となっています。

戦後以降、町では津波による被害は確認されていませんが、日本海で地震が発生した場合には、すぐに津波が到達し、人命への影響、家屋への浸水・倒壊、道路の損壊、指定緊急避難場所等の孤立化が予想されます。

出雲崎町では、新潟県が公表している津波浸水想定区域図等に基づき、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）が発表された際には、町は避難区域を指定して、避難指示を発令します。

本計画は、津波が発生するおそれがあるときに、皆さんが安全・確実に避難できるよう、地区ごとの避難目標・避難手段・避難経路を定めて、避難者相互の集中による渋滞発生などを防止し、迅速・円滑な津波避難のために必要な事項を定めています。

より安全かつ迅速な避難にあたっては、皆さんの避難行動が重要です。

津波からの避難の重要性

- ①日本海側で発生する津波は、陸地から近いところで地震が発生して津波が起きることが多く、「強い揺れを感じたら、すぐに避難」が重要です。
- ②想定される最大規模の津波浸水想定区域が新潟県から公表されていますが、実際の津波は浸水想定区域外でも浸水したり、想定される高さが上回る可能性があります。
- ③津波の襲来を完全に予測することは難しく、避難すべきか、留まっても大丈夫かを早期に判断することはたいへん難しいことです。
- ④大きな地震に伴って発生する津波の場合には、情報伝達に混乱が生じることも考えられることから、避難指示の発令が間に合わないことも考えられます。

津波警報等が発表された時には、海岸・河川付近にいる場合は、一刻も早い避難が何より重要です。
浸水想定区域内だけでなくその周辺部でも必ず避難してください。

1.1.2. 津波避難時の心得

津波避難時には、以下のような避難を心がけることが重要です。

津波避難時の心得

- ①避難指示が発令された場合には、速やかに浸水想定区域外の指定緊急避難場所へ避難してください。
- ②できるだけ津波の浸水する可能性が少ない内陸地・高台を目指してください。
- ③避難する時間がない場合、近くの高台や頑丈な建物の上層階を目指してください。

迅速な避難開始が重要ですが、状況に応じてより安全と考えられる場所に避難することが重要です。

1.1.3. 出雲崎町の津波避難（能登半島地震における課題）

令和6年1月に発生した能登半島地震では、日本海側の広範囲に渡って津波警報等が発表され、出雲崎町でも避難指示を発令し、海岸部の住民の方が避難しました。

これまでに行った津波避難訓練では、原則徒歩による避難でしたが、能登半島地震における津波避難では車での避難行動が確認されたほか、以下のような課題・要望等が挙げられました。

- ・車での避難が主体で、交差点部で渋滞が確認された。
- ・避難場所の神社内に入ることができず、寒い。雪があつたらもっと厳しい状況であった。
- ・避難場所の施設が施錠され中に入れない。
- ・その後の情報が知りたい。
- ・避難場所までの階段に屋外灯をつけてほしい。
- ・備蓄品の配付までに時間がかかった。備蓄倉庫の鍵を預けたり、あらかじめ配布ができないか。
- ・食料・飲料がなく、時間が過ぎると帰る人が多くみられた。
- ・下に降りないで内陸部へ避難できる通路を作ってほしい。
- ・避難行動要支援者への避難対応。
- ・避難所に多くの避難者がいて入ることができなかった。
- ・避難訓練の内容を考え直す必要がある。

町では、要望等について、今後の対策・改善を検討していきます。特に、自動車避難は、交通混雑や渋滞による逃げ遅れにつながることから、「原則として徒歩避難」が基本ですが、新潟県の津波浸水想定結果から徒歩では避難が間に合わない地域もあることから、渋滞が発生しやすい箇所の把握や渋滞の解消方策の検討を引き続き行っていきます。

1.2. 計画の目的

平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災における津波の被害を教訓として、今後の津波に対する避難行動については、以下のような基本的な考え方が示されました。

津波避難の基本的な考え方

- ①津波による人的被害を軽減するためには、住民等一人一人の迅速かつ主体的な行動が基本となること。
- ②強いゆれや弱くても長いゆれを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、自らできる限り迅速かつ高い場所に避難することが重要であること。
その際、時間的な猶予がある限り、できる限り高く安全な場所を目指すという姿勢が重要であること。

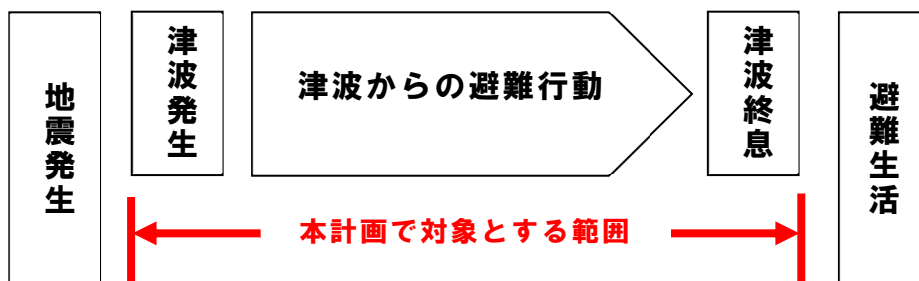
(出典：津波避難対策検討ワーキンググループ報告（平成 24 年 7 月）)

津波から人命を守るには、できるだけ早く、できるだけ高く安全なところに津波から逃げるのが最も重要です。津波避難を徹底することが、人的被害を軽減する上で何よりも大切であり、そのためには、避難対象地域、緊急避難場所や避難路の指定、津波警報・注意報等の情報収集・伝達等について定めた津波避難計画を策定し、津波防災教育・啓発や避難訓練等の津波対策を充実する必要があることが求められています。

本計画においては、出雲崎町に想定される最大規模の津波に対し、人的被害を可能な限り軽減するため、皆さんが協力して円滑な避難を行うことができるよう、出雲崎町での津波避難行動等を定めることを目的としています。

1.3. 計画の位置づけ

本計画は、地震・津波の発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間において、町民等の生命、身体を確保するために、円滑な津波避難を行うための計画です。



なお、本計画で記載する事項は、町民の生命、身体を確保するため、以下に示す項目により津波からの避難について述べるものです。

本計画で記載する項目

- ① 津波浸水想定区域
- ② 津波避難対象地域
- ③ 徒歩による避難困難地域
- ④ 避難指示の発令基準
- ⑤ 津波避難の方針
- ⑥ 緊急避難場所、避難経路等
- ⑦ 津波に関する情報の伝達
- ⑧ 町民等の津波避難時の避難行動
- ⑨ 津波対策の教育・啓発
- ⑩ 避難訓練
- ⑪ その他の留意点（観光客・海水浴客等の避難対策）

1.4. 計画の修正

本計画は、津波災害発生時の人命の保全に直接的にかかわる計画であることから、以下のような場合において見直す必要があると認めるときには、直ちにこれを修正し、津波避難に関わる計画を最新の状態に維持することとします。

計画修正のタイミング

- ①避難訓練の実施やその検証結果により、見直しが必要となった場合
- ②津波災害に対する新たな知見・課題が得られた場合
- ③沿岸地域の利用形態や人口構造等の社会環境変化が生じたとき
- ④国や県が作成するガイドライン等との整合が必要な場合
- ⑤その他、町長が見直す必要があると認める場合

1.5. 用語の定義

本計画にはいくつかの用語がでてきますので、これらが示す意味をご理解の上ご利用ください。

表 1.5.1 用語の定義

用 語	定 義
1. 津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生した時の浸水区域及び水深により設定された区域とする（この区域を表した図を「津波浸水想定区域」とする）。
2. 津波到達予想時間	地震発生後、対象とする津波が海岸線に到達するまでの予想時間とする。津波シミュレーション等に基づき設定する（気象庁が津波情報で発表する「津波到達予想時刻」とは異なる）。
3. 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき町が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。
4. 避難可能距離	避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な距離をいいます。 必要に応じ、自動車による避難も考慮します。
5. 避難可能範囲	避難開始から津波の到達が予想される時間までに避難することが可能な範囲とする。必要に応じ、自動車による避難も考慮する。
6. 避難困難地域	津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域とする。

表 1.5.1 用語の定義

用 語	定 義
7. 避難路 ※「避難経路等」	避難目標地点まで最も短時間でかつ安全に到達できる主要道路で、町が指定に努めるもの。
8. 避難経路 ※「避難経路等」	避難する場合の経路で、検討段階では町が想定し、最終的には町内会（自主防災組織）、住民等が設定するもの。
9. 指定緊急避難場所 ※「避難先」	災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に、居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所とする。町が災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設及び場所を指定する。
10. 避難目標地点 ※「避難先」	避難者が避難対象地域の外へ避難する際の目標とする地点をいいます。避難目標地点到達後も、その先にある指定緊急避難場所をめざして避難行動を継続します。
11. 津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を町が指定します。
12. 指定避難所	津波などの災害により避難生活を余儀なくされた場合に、当座の避難生活を行う施設をいいます。
13. 避難行動要支援者 ※「避難行動要支援者等」	災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を確保するために特に支援を必要とする方をいいます。避難行動要支援者の要件は、避難行動要支援者名簿に掲載するものの範囲とし、町は地域防災計画において定める。
14. 要支援者 ※「避難行動要支援者等」	災害時に限定せず、一般的に配慮を要する者を意味し、具体的には高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、アレルギー等の慢性疾患を有するもの、外国人等をいいます。
15. バッファゾーン	津波浸水想定区域には含まれないが、浸水想定の不確実性を考慮すると浸水のおそれがあるものとして対応を取るべき地域をいいます。
16. 影響開始時間	初期水位から 20cm 上昇または低下したときの最短時間です。
17. 基準水位	津波の浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せり上り）を加えた水位を示しています。

2. 津波避難計画の内容

2.1. 津波浸水想定区域

2.1.1. 最大クラスの津波の設定について

平成 24 年 6 月に津波防災地域づくりに関する法律が全面施行され、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要性が明示されました。

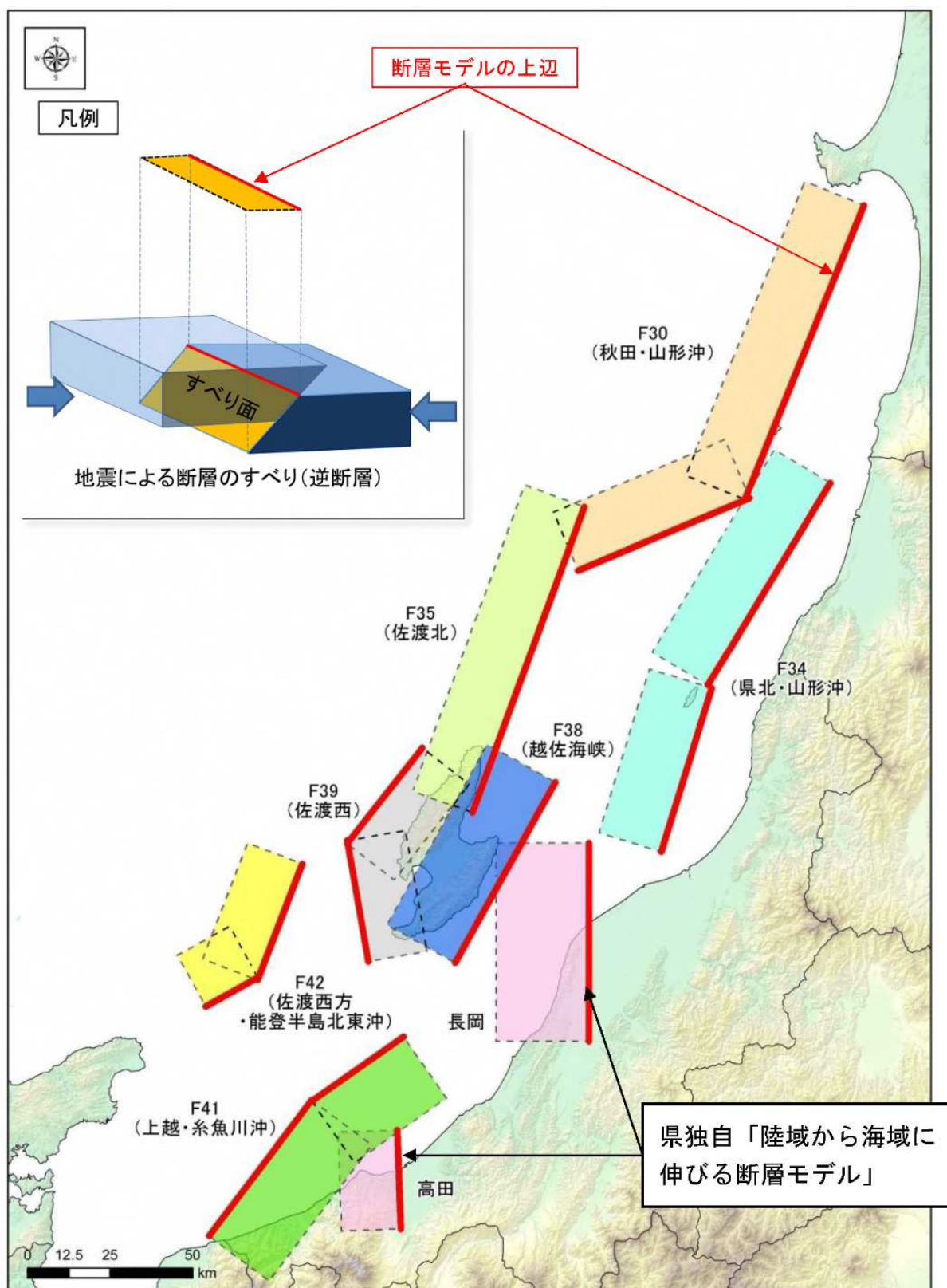
- ・将来同様の地震が発生する可能性が高く切迫性の高いと考えられる地震・津波【L 1】
- ・あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波（東日本大震災クラス相当）【L 2】

平成 25 年 1 月に国土交通省・内閣府・文部科学省において、日本海側最大クラスの津波断層モデルを検討するため、学識者による「日本海における大規模地震に関する調査検討会」が設置され、平成 26 年 8 月に、新たな知見による津波断層モデル（60 断層）が公表されました。

新潟県は、津波防災地域づくりに関する法律及び国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、「最大クラスの津波（L 2 津波）」に対し、ソフト対策を講じるための基礎資料となるよう、平成 29 年 5 月に津波浸水想定区域図を公表しました。

津波浸水想定区域図は、最大クラスの津波をもたらす地震として、以下の 9 つの津波モデルを設定し、また地震及び津波に対する各種施設の被災について考慮しています（図 2.1.1）。

- ①秋田・山形沖（F30）[国モデル]
- ②県北・山形沖（F34）[国モデル]
- ③佐渡北（F35）[国モデル]
- ④越佐海峡（F38）[国モデル]
- ⑤佐渡西（F39）[国モデル]
- ⑥上越・糸魚川沖（F41）[国モデル]
- ⑦佐渡西方・能登半島北東沖（F42）[国モデル]
- ⑧長岡平野西縁断層帯（弥彦ー角田断層）[県独自モデル]
- ⑨高田平野西縁断層帯[県独自モデル]



出典：新潟県 津波浸水想定について（解説）

図 2.1.1 最大クラスの津波の波源位置図

2.1.2. 津波浸水想定区域（新潟県公表）

本計画では、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に基づいて新潟県が平成 29 年度に公表した「津波浸水想定区域」を対象とします（図 2.1.2）。なお、津波浸水想定区域全域が、津波防災地域づくり法第 53 条第 1 項に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。

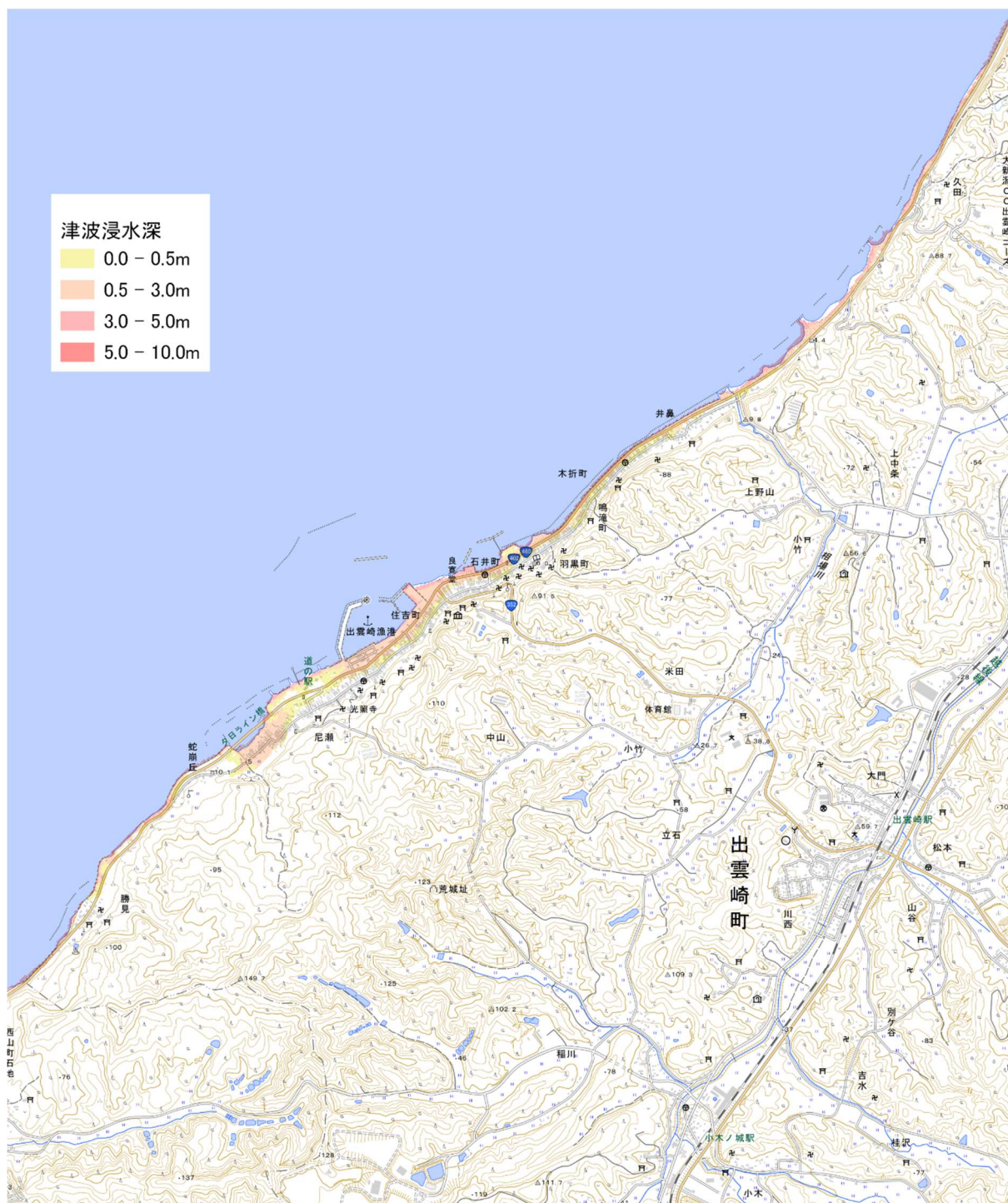


図 2.1.2 出雲崎町における津波浸水想定区域（想定最大規模）

なお、町内での津波浸水深は3～5 m程度が予測されています（最大 5.58m）。また浸水域の標高は約4 m～5 m以下の場所を確認されています。

津波の高さは海岸付近の地形によって大きく変化することが知られています。気象庁が津波情報で発表する「予想される津波の高さ」とは、海岸線において、津波がない場合の潮位から、津波によって海面が上昇した高さの差のことを言います。

津波は陸上部において、海岸線での津波高の2倍の標高まで駆け上ることもあり、さらに岬の先端やV字型の湾の奥など津波の力が集中しやすい場所では、最大で4倍程度の標高まで駆け上ることもあります（内閣府 - 防災情報のページ：特集 津波について知ろう より）。

津波による浸水の不確実性を考慮した場合、出雲崎町では標高8 mから10m程度までの地域では、想定浸水域外であっても津波浸水に対して注意する必要があります。この標高値は、海岸地区の住家がある地域の大半が含まれます。

2.1.3. 津波の到達予想時間

新潟県の津波浸水想定によると、地震発生後、約5分から10分程度で沿岸部に津波の影響が出始め、約13分程度で海岸地区の住宅地部に到達する見込みとなっています。



図 2.1.3 出雲崎町における津波浸水開始時間

2.2. 津波時の指定緊急避難場所・指定避難所

津波からの避難を対象とした出雲崎町の指定緊急避難場所および指定避難所は以下の通りです。

表 2.2.1 出雲崎町の指定緊急避難場所一覧

(令和7年1月1日現在)

No.	施設名称	主な対象地区	海拔 (約m)	面積 (約㎡)
①	勝見高台	勝見	18	167
②	山王神社		13	49
③	渋川臨海学校跡地	尼瀬1区～3区 (天領の里)	24	2,015
④	諏訪神社		15	1,178
⑤	善勝寺	諏訪本町 伊勢町(天領の里)	13	1,500
⑥	光照寺		12	115
⑦	神明神社		17	1,510
⑧	稲荷神社	稲荷町	20	333
⑨	徳正寺	岩船町	16	132
⑩	出雲崎こども園脇高台	住吉町	30	50
⑪	円明院		15	82
⑫	石井神社	石井町全区	26	29
⑬	旧出雲崎小学校		36	2,000
⑭	善乗寺裏高台(国道352号)	羽黒町全区	25	100
⑮	羽黒神社		15	1,163
⑯	光照寺		15	184
⑰	福厳寺		14	247
⑱	運行寺		16	115
⑲	鳴滝町1区高台	鳴滝町全区、木折町全区	26	2,000
⑳	木折神社	木折町全区	10	150
㉑	木折町津波緊急避難場所	木折町2区、井鼻1・2区	12	12
㉒	井鼻3・4区裏高台 (消防センター側裏山)	井鼻全区	20	30
㉓	井鼻3・4区裏高台(二荒山神社裏)		24	100
㉔	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台	井鼻3・4区 (井鼻海水浴場)	20	2,000
㉕	高崎テニスクラブ		16	5,000
㉖	海の家ネットワーク宿泊旅館	久田(井鼻海水浴場)	18	2,000
㉗	旧富岡臨海学校		19	574
㉘	諏訪神社	久田	25	148
㉙	大新潟カントリークラブ 出雲崎コース		75	1,300

表 2.2.2 出雲崎町の津波に関する指定避難所一覧

(令和7年1月1日現在)

No.	施設名称	住所	連絡先
①	大新潟カントリークラブ出雲崎コース	乙茂 588 甲	78-3711
②	【優先開設】西越地区農村環境改善センター	沢田 439-1	78-2280
③	藤巻地区コミュニティ消防センター	藤巻 300	
④	保健福祉総合センターふれあいの里	大門 394-1	41-7133
⑤	出雲崎小学校	川西 12	78-2205
⑥	出雲崎中学校	米田 745	78-2137
⑦	多世代交流館きらり	米田 395	86-5580
⑧	【優先開設】出雲崎町中央公民館	米田 281-1	78-2250
⑨	出雲崎町民体育館	米田 281-1	78-4700
⑩	川東地区コミュニティ消防センター	別ヶ谷 500-30	
⑪	【優先開設】八手地区農村環境改善センター	船橋 473 甲	78-3211

※以下の施設は津波浸水想定区域内及びその周辺に位置するため、利用できません。

- ・越後出雲崎天領の里（尼瀬 6-57）
- ・新潟漁業協同組合出雲崎支所（尼瀬無番地）
- ・北国街道妻入り会館（尼瀬 166）
- ・海岸公民館（羽黒町 431-1）
- ・井鼻地区コミュニティ消防センター（井鼻 682）



図 2.2.1 出雲崎町の指定緊急避難場所

2.3. 津波避難対象地域等の設定

2.3.1. 津波避難対象地域

新潟県の津波浸水想定図を参考とし、海岸地区を津波避難対象地域とします。

対象となる行政区とその対象世帯人口数の状況を表 2.3.1 に示します。

表 2.3.1 地区ごとの津波避難対象人員数の状況（令和6年12月末時点）

行政区名	人数 (人)	世帯数 (世帯)	浸水深 (m)	基準水位 (m)	住宅地の浸水 開始時間(分)
勝見	28	14	5.58	5.58	13
尼瀬1区	27	19	5.55	5.56	13
尼瀬2区	36	25	4.47	4.49	13
尼瀬3区	43	22	4.26	4.43	13
諏訪本町	54	31	4.42	4.59	13
伊勢町	29	18	3.94	4.09	13
稲荷町	73	27	3.57	3.60	13
岩船町	57	28	3.55	3.58	14
住吉町	63	27	3.75	3.84	13
石井町1区	24	11	3.69	3.78	14
石井町2区	48	20	3.75	3.92	14
石井町2丁目	31	18	3.89	3.92	14
羽黒町1区	46	21	4.06	4.08	14
羽黒町2区	31	12	4.71	4.71	14
羽黒町3区	24	13	3.90	3.97	14
羽黒町4区	26	12	3.99	4.00	14
羽黒町5区	48	17	4.08	4.09	14
鳴滝町1区	26	11	3.79	3.80	14
鳴滝町2区	24	13	3.80	3.82	14
木折町1区	20	12	3.76	3.78	14
木折町2区	40	17	3.79	3.81	14
井鼻1区	32	13	3.85	4.00	14
井鼻2区	21	10	3.70	3.84	14
井鼻3区	26	12	4.03	4.16	14
井鼻4区	29	13	3.86	3.95	14
井鼻海水浴場	0	0	4.29	4.32	15
久田	41	17	4.98	4.99	14
合計・最大	947	453	5.58	5.58	13

2.3.2. 津波避難対象者

津波避難対象者は、それぞれの避難対象地域に所在し、危険な場所にいる方、全員を対象とします。住民をはじめ海水浴客・観光客・釣り客等を含めるものとします。

2.3.3. 徒歩による避難困難地域

津波から徒歩による避難が困難な地域について、以下の条件より設定しました。

- ・地区内の住家から最も遠い避難地点までの移動距離を求める。
- ・避難時間は、最短浸水浸水時間(13 分)より避難開始時間(3 分)を引いた 10 分とする。
- ・歩行速度は一般「1 (m/s)」、要配慮者「0.5(m/s)」とする。

地区名	最寄り避難地点	徒歩避難距離 (m)	徒歩避難 (一般)	徒歩避難 (要配慮者)
勝見	勝見高台	1340	×	×
尼瀬 1 区	渋川臨海学校跡地	590	○	×
尼瀬 2 区	渋川臨海学校跡地	230	○	○
尼瀬 3 区	諏訪神社	240	○	○
諏訪本町	善勝寺	240	○	○
伊勢町	神明神社	270	○	○
稲荷町	稲荷神社	270	○	○
岩船町	徳正寺	300	○	○
住吉町 1 区	円明院	200	○	○
住吉町 2 区	石井神社	180	○	○
石井町 1 区	石井神社	210	○	○
石井町 2 区	旧出雲崎小学校	390	○	×
石井町 2 丁目	旧出雲崎小学校	310	○	×
羽黒町 1 区	善乗寺裏高台	220	○	○
羽黒町 2 区	羽黒神社	170	○	○
羽黒町 3 区	光照寺	240	○	○
羽黒町 4 区	福嚴寺	190	○	○
羽黒町 5 区	運行寺	180	○	○
鳴滝町 1 区	鳴滝町 1 区高台	270	○	○
鳴滝町 2 区	鳴滝町 1 区高台	250	○	○
木折町 1 区	木折神社	140	○	○
木折町 2 区	木折町津波緊急避難場所	200	○	○
井鼻 1 区	木折町津波緊急避難場所	290	○	○
井鼻 2 区	井鼻 3・4 区裏高台 (消防センター側裏山)	380	○	×
井鼻 3 区	井鼻 3・4 区裏高台 (消防センター側裏山)	250	○	○
井鼻 4 区	県道出雲崎・柿の木・ 小島谷線高台	670	×	×
井鼻海水浴場	高崎テニスクラブ	500	○	×
久田	諏訪神社	340	○	×

※「一般」では、600m を超える避難距離を含む場合は「×」としています。

「要配慮者」では、300m を超える避難距離を含む場合は「×」としています。

2.3.4. 津波避難目標地点

津波避難では、時間と余力がある限り、より安全な場所を目指すことが基本です。

出雲崎町は海岸線から約 200m から 300m 程度内陸側になると、標高が急に高くなる地形となっています。そのため、津波浸水区域外で高台となっている場所の施設及び海岸と内陸部をつなぐ道路で津波に対して十分な標高となり、かつ指定緊急避難場所またはそこに至る経路上を「津波避難目標地点」として設定しました。なお、徒歩による避難困難地域がある行政区では、自動車による避難の目標地点についても設定しています。

表 2.3.2 地区ごとの避難目標地点の概要

行政区名	避難目標地点等	
	徒歩の場合	自動車の場合（移動目標地点）
勝見	山王神社	勝見高台
尼瀬 1 区	渋川臨海学校跡地	渋川臨海学校跡地・稲荷神社
尼瀬 2 区	渋川臨海学校跡地	—
尼瀬 3 区	諏訪神社	—
諏訪本町	善勝寺	—
伊勢町	神明神社	—
稲荷町	稲荷神社	—
岩船町	徳正寺	—
住吉町 1 区	円明院	—
住吉町 2 区	石井神社	—
石井町 1 区	石井神社	—
石井町 2 区	旧出雲崎小学校	善乗寺裏高台（国道 352 号）
石井町 2 丁目	旧出雲崎小学校	善乗寺裏高台（国道 352 号）
羽黒町 1 区	善乗寺裏高台	—
羽黒町 2 区	羽黒神社	—
羽黒町 3 区	光照寺	—
羽黒町 4 区	福厳寺	—
羽黒町 5 区	運行寺	—
鳴滝町 1 区	鳴滝町 1 区高台	—
鳴滝町 2 区	鳴滝町 1 区高台	—
木折町 1 区	木折神社	—
木折町 2 区	木折神社	—
井鼻 1 区	木折町津波緊急避難場所	—
井鼻 2 区	井鼻 3・4 区裏高台（消防センター側裏山）	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
井鼻 3 区	井鼻 3・4 区裏高台（消防センター側裏山）	—
井鼻 4 区	井鼻 3・4 区裏高台（二荒山神社裏） 県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
井鼻海水浴場	高崎テニスクラブ	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
久田	諏訪神社	大新潟カントリークラブ出雲崎コース

※自動車の場合に記載のある地区は徒歩による避難困難地区を含むものです。自動車避難の場合は、目標地点に留まらず、さらに内陸の指定避難場所へ移動してください（勝見高台を除く）。

2.4. 津波に関する避難指示の発令基準

町では、町民等の安全かつ迅速な避難誘導を行うため、避難指示の発令基準を定めています（表 2.4.1）。

避難指示を発令した場合には、防災行政無線、緊急速報メール、SNS等を通じて町民へ情報伝達を行います。

表 2.4.1 避難指示の発令基準

（令和6年4月現在）

種 類	判断基準	発令時期 （実施時期）	対象地域
避難指示	大津波警報の発表	自動的	海岸地区
	津波警報の発表		
	津波注意報の発表	危険が切迫 しているとき	海岸付近のみ
		自動的	

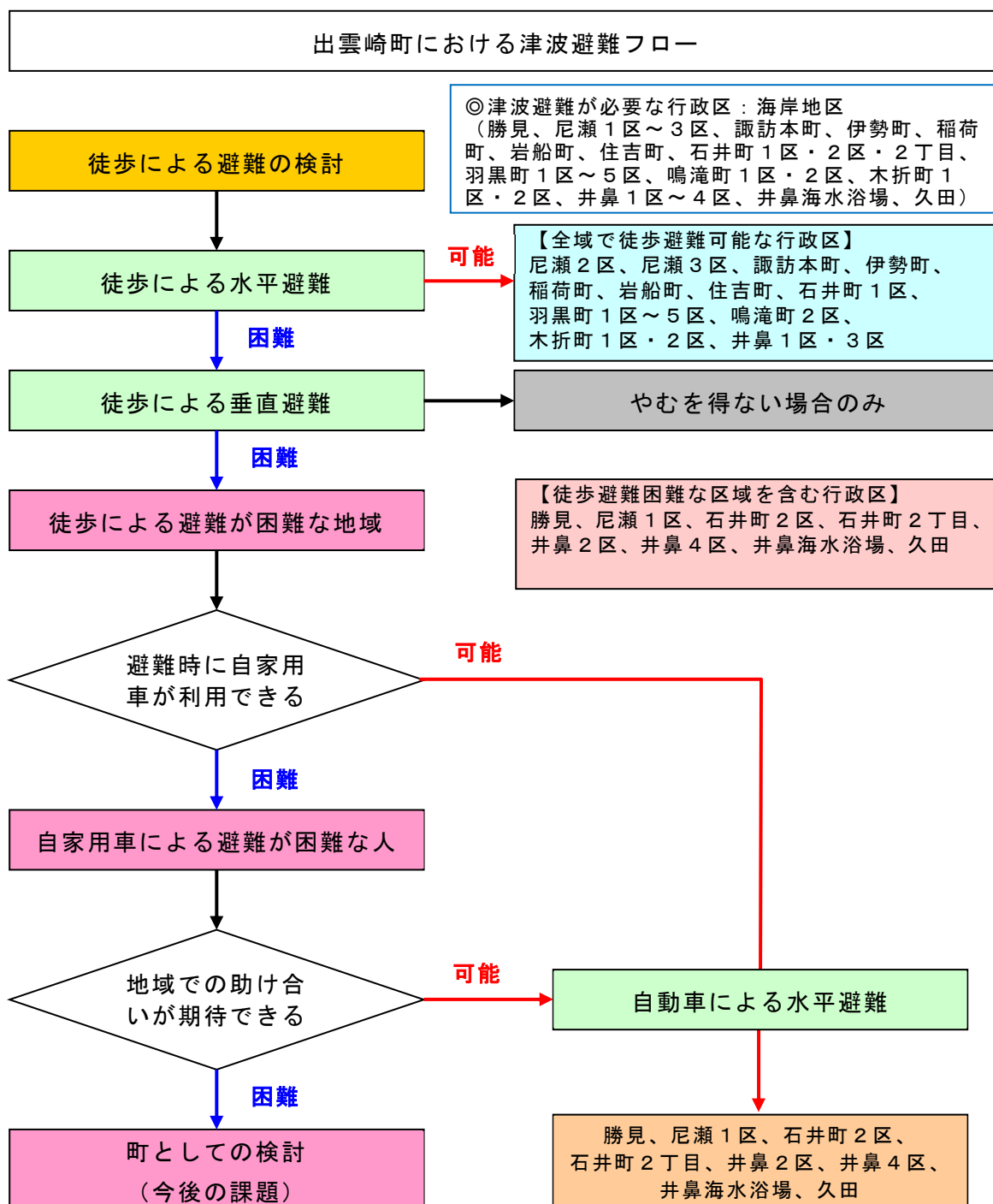
2.5. 津波避難の方針

2.5.1. 津波避難の方針

出雲崎町の津波避難の方針は以下のとおりです。

緊急避難時には極力分散して、近くの安全な場所である「指定緊急避難場所」に避難し、災害の状況が一段落した段階で、一時的に避難生活を送るために開設する「指定避難所」に移動するなど、段階的な避難を行います。

なお、海岸地区の地形、道路状況及び津波浸水想定区域から、指定避難所への安全な移動が困難な指定緊急避難場所には、備蓄品等を整備します。



※安全な場所までの移動手段について、平常時から家族や地域の方と話しあっておきましょう。

2.5.2. 各行政区の避難方法

現在、町で想定している避難対象地区の主な津波避難先を以下に示します。

実際に避難しなければならない事態に備えて、日頃から地域で避難先や避難ルート、避難のルール等の詳細を話し合い、あわてず避難できるよう計画しておきましょう。

表 2.5.1 避難対象地区ごとの主な津波避難先一覧

行政区名	指定緊急避難場所	避難方法※ ¹	近傍の 避難目標地点	指定緊急 避難場所から 指定避難所 への移動※ ²
勝見	勝見高台、山王神社	徒歩・自動車	勝見高台、山王神社	—
尼瀬1区	諏訪神社 渋川臨海学校跡地	徒歩・自動車	渋川臨海学校跡地	①
尼瀬2区	諏訪神社 渋川臨海学校跡地	徒歩	渋川臨海学校跡地	①
尼瀬3区		徒歩	諏訪神社	①
諏訪本町	善勝寺 光照寺 神明神社	徒歩	善勝寺	①
伊勢町		徒歩	神明神社	—
稲荷町	稲荷神社、徳正寺	徒歩	稲荷神社	—
岩船町		徒歩	徳正寺	①
住吉町1区	出雲崎こども園脇高台 円明院	徒歩	出雲崎こども園脇高台 円明院	—
住吉町2区		徒歩	円明院・石井神社	—
石井町1区	石井神社 旧出雲崎小学校	徒歩	石井神社	—
石井町2区		徒歩・自動車	旧出雲崎小学校	①
石井町2丁目		徒歩・自動車	旧出雲崎小学校	①
羽黒町1区	善乗寺裏高台 羽黒神社 光照寺 福厳寺 運行寺	徒歩	善乗寺裏高台	①
羽黒町2区		徒歩	羽黒神社	①
羽黒町3区		徒歩	光照寺	①
羽黒町4区		徒歩	福厳寺	—
羽黒町5区		徒歩	運行寺	—
鳴滝町1区	鳴滝町1区高台	徒歩	鳴滝町1区高台	②
鳴滝町2区		徒歩	鳴滝町1区高台	②
木折町1区	木折神社	徒歩	木折神社	—
木折町2区	木折町津波緊急避難場所	徒歩	木折神社	—
井鼻1区	木折町津波緊急避難場所 井鼻3・4区裏高台(消防センター側裏山・二荒山神社裏)	徒歩	木折町津波緊急避難場所 井鼻3・4区裏高台 (消防センター側裏山)	—
井鼻2区		徒歩・自動車	井鼻3・4区裏高台 (消防センター側裏山)	—
井鼻3区	井鼻3・4区裏高台 県道出雲崎・柿の木・ 小島谷線高台 高崎テニスクラブ	徒歩	井鼻3・4区裏高台 (消防センター側裏山)	—
井鼻4区		徒歩・自動車	県道出雲崎・柿の木・ 小島谷線高台	②
井鼻海水浴場	高崎テニスクラブ 海の家ネットワーク宿泊旅館 旧富岡臨海学校	徒歩・自動車	高崎テニスクラブ	②
久田	諏訪神社	徒歩	諏訪神社	②

① 出雲崎町中央公民館【優先開設】、出雲崎町民体育館、多世代交流館さらし、出雲崎中学校

② 西越地区農村環境改善センター【優先開設】、藤巻地区コミュニティ消防センター

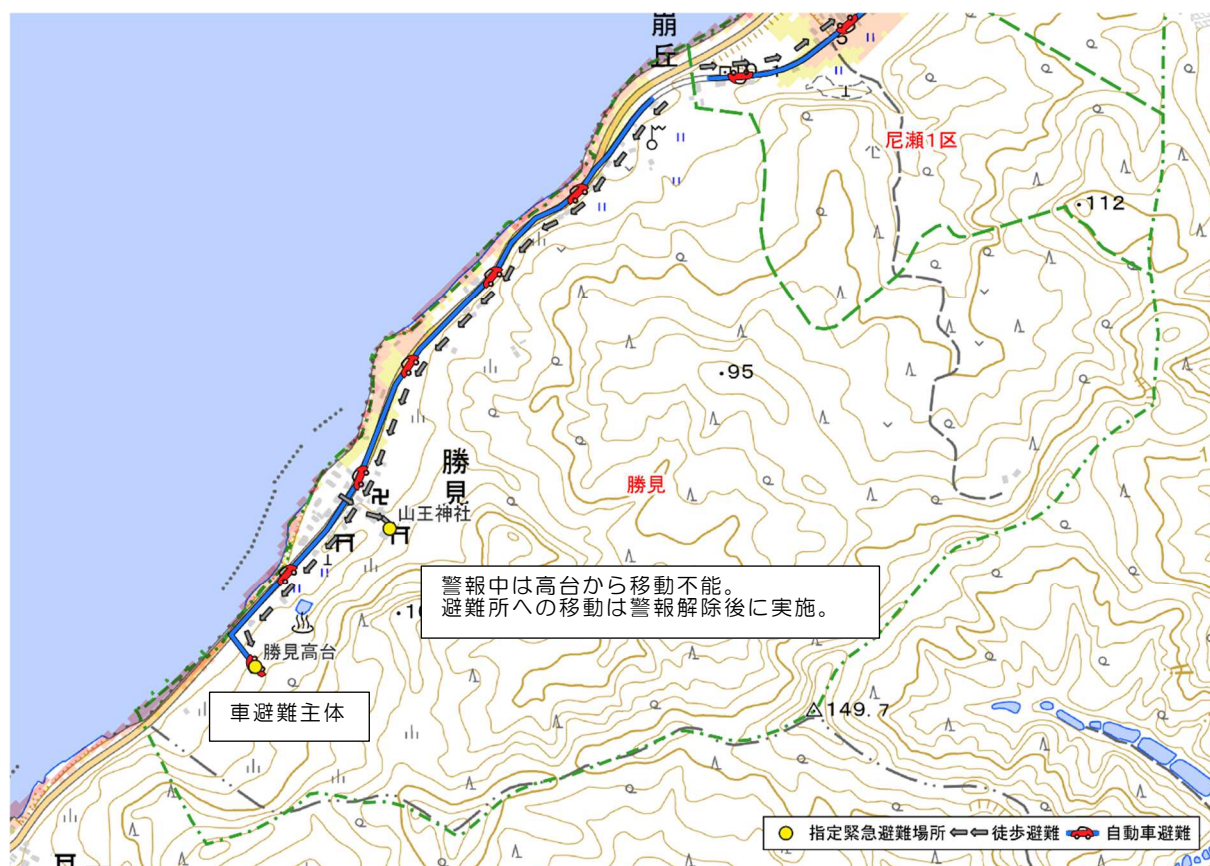
※¹ 避難方法は原則「徒歩」ですが、「自動車」の記載がある行政区は、指定緊急避難場所まで徒歩による避難では到達できない区域を含むため、避難距離がある方は自動車による避難も可とします。

※² 指定緊急避難場所から指定避難所までの移動については、避難者数・避難車両数を確認・調整の上誘導を行うほか、徒歩避難者に対しては関係機関と調整して移動手段を確保します。

・ 勝見

避難方法：徒歩による水平避難を行います、自動車による水平避難も可とします。

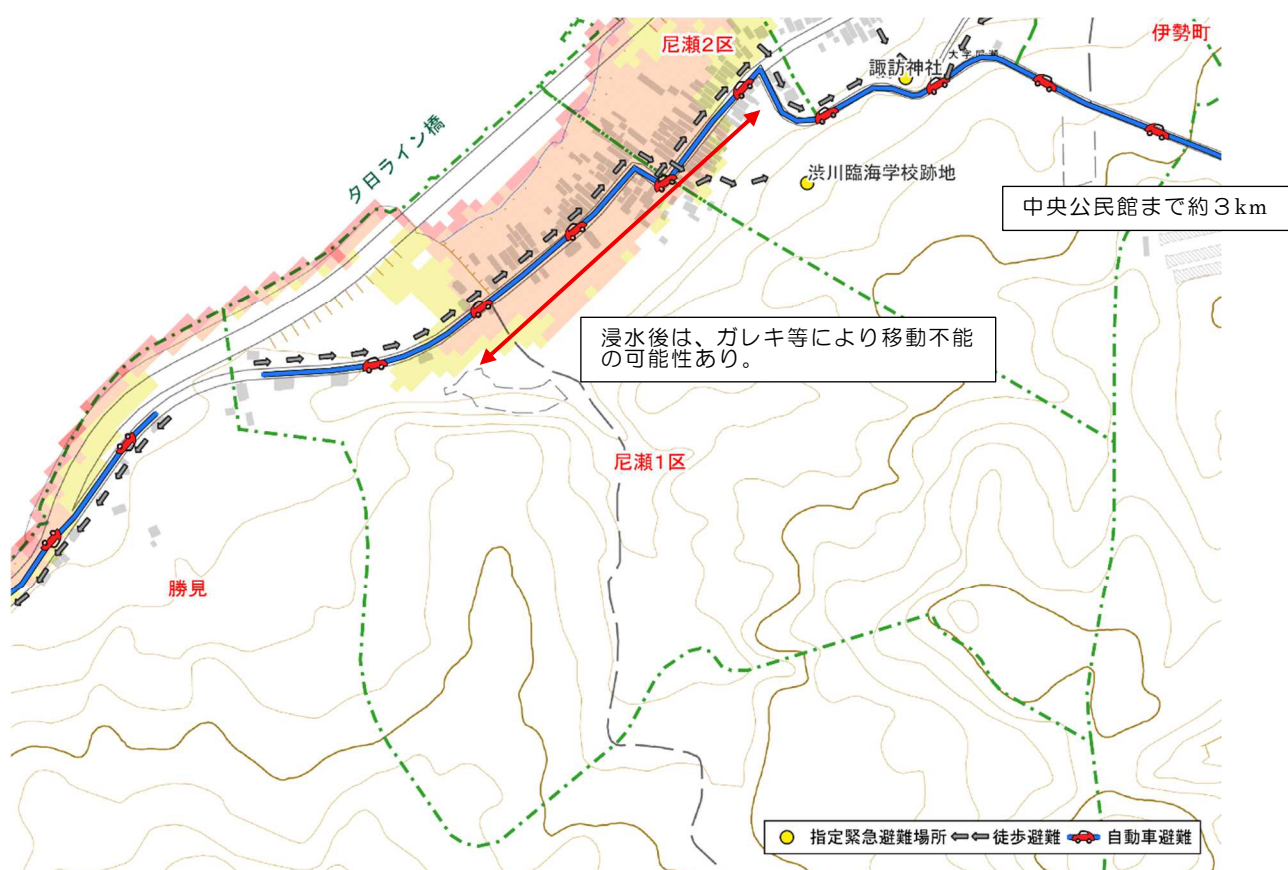
徒歩避難先	山王神社
自動車避難先	勝見高台



・ 尼瀬 1 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

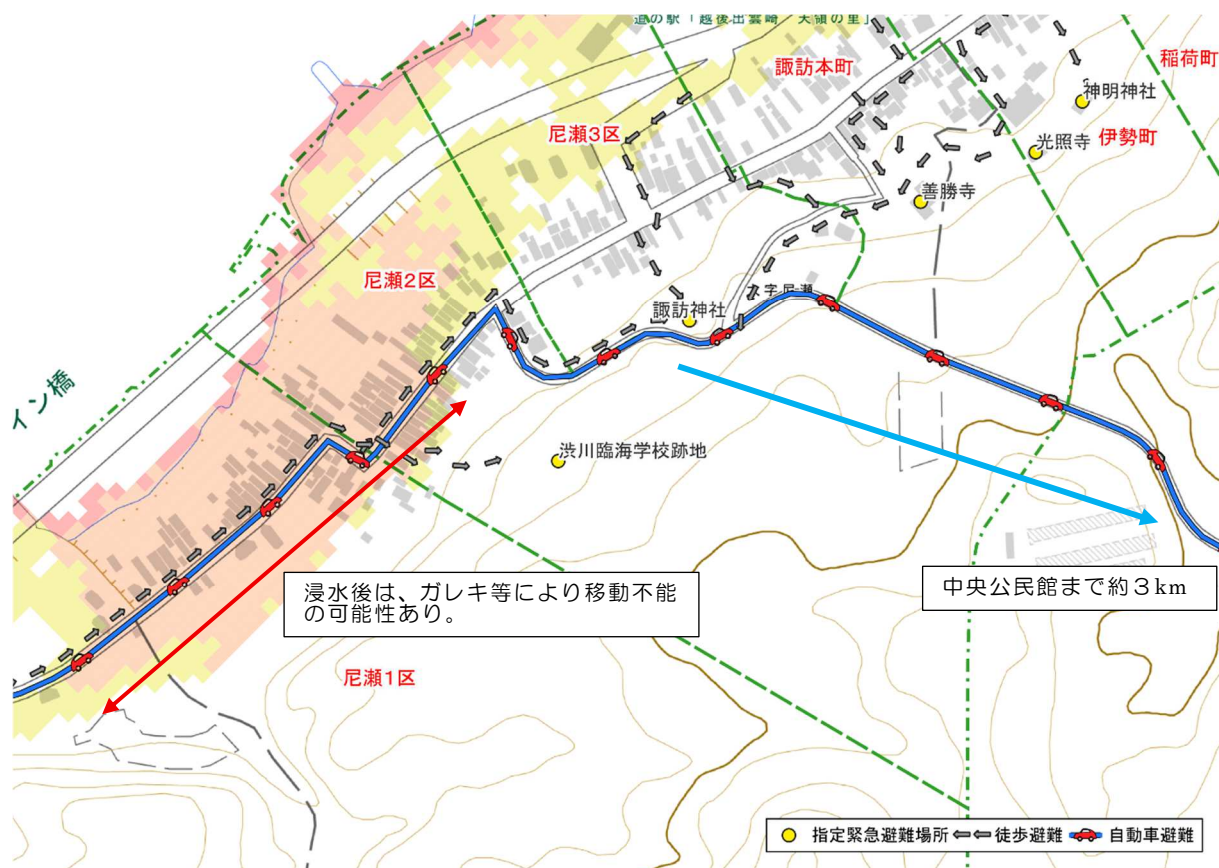
徒歩避難先	渋川臨海学校跡地・諏訪神社
自動車避難 通過目標地点	渋川臨海学校跡地・諏訪神社
指定避難所	【優先開設】出雲崎町中央公民館 出雲崎町民体育館 多世代交流館きらり 出雲崎中学校



・ 尼瀬 2 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

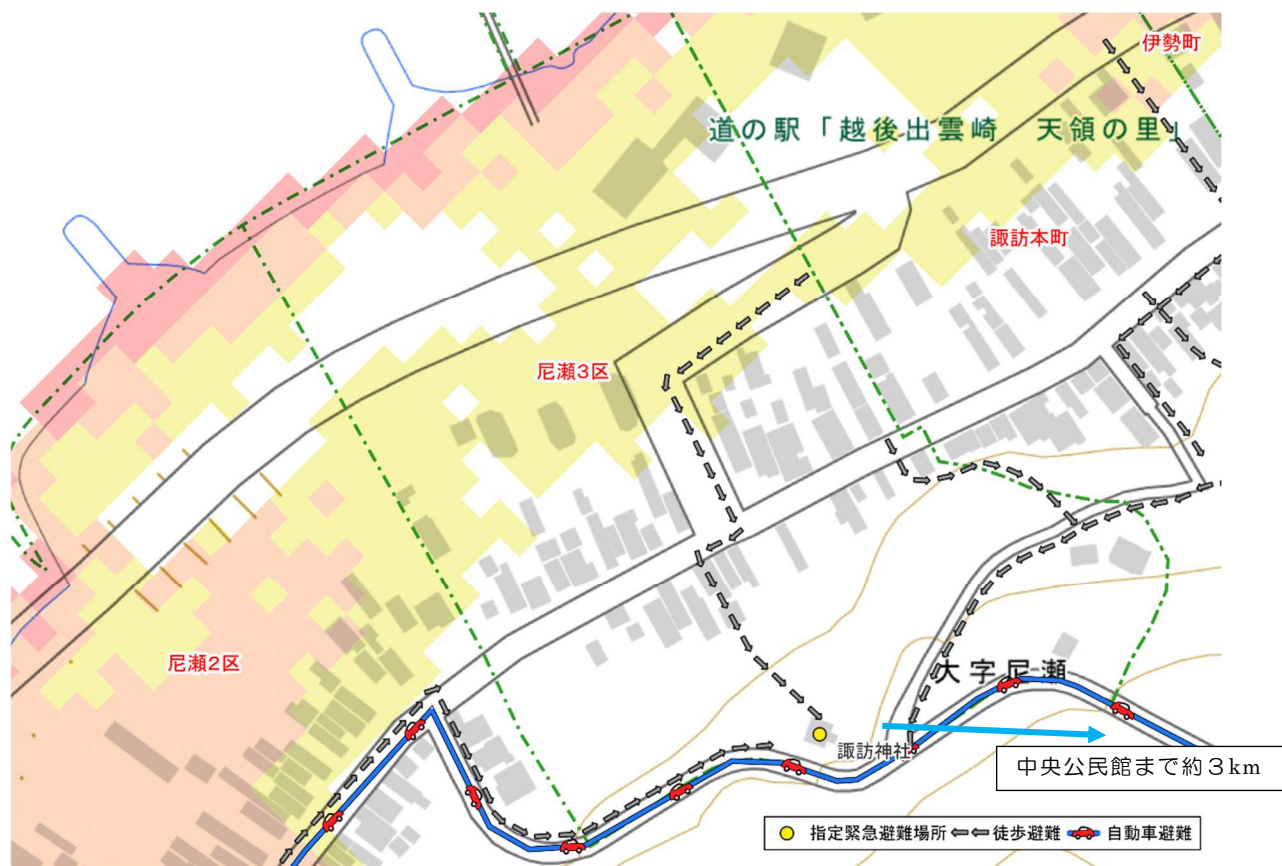
徒歩避難先	渋川臨海学校跡地
-------	----------



・ 尼瀬 3 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

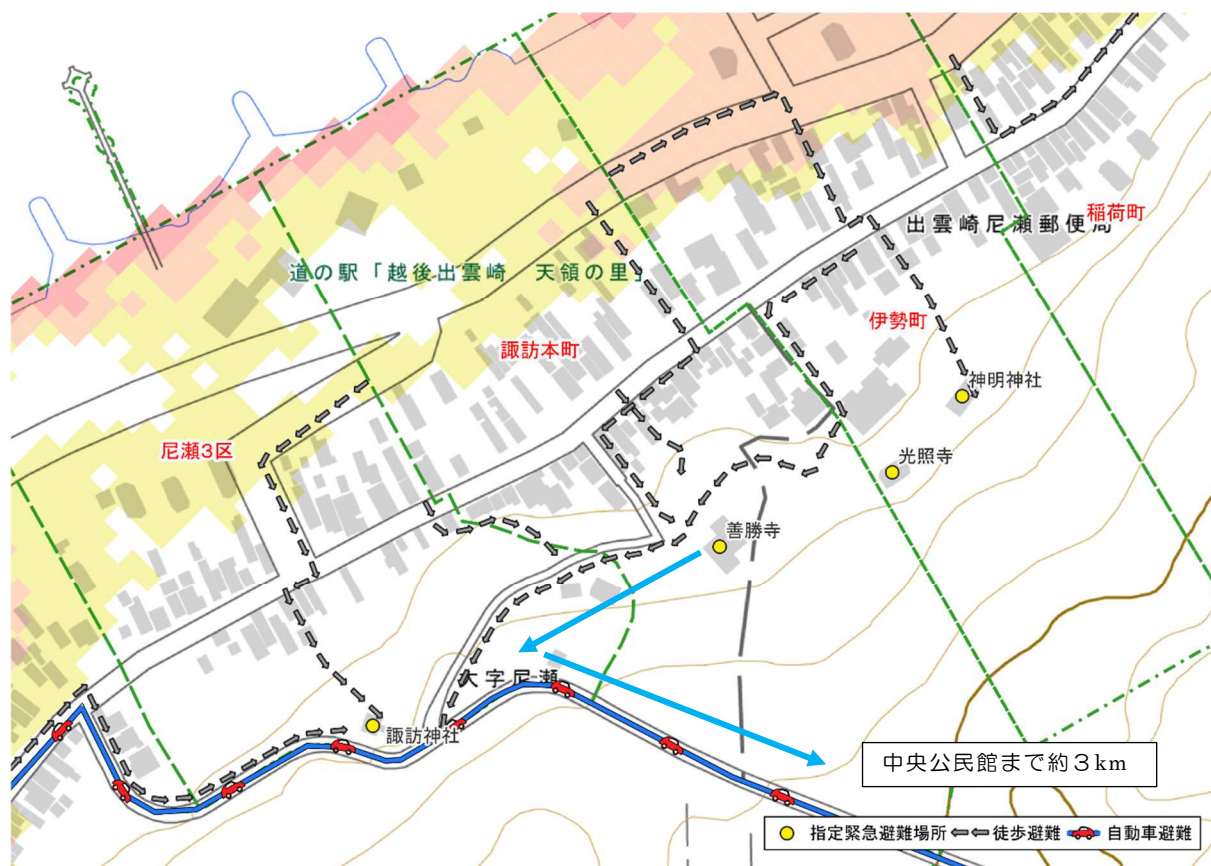
徒歩避難先	諏訪神社
-------	------



・諏訪本町

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	善勝寺
-------	-----



・伊勢町

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	神明神社
-------	------



・ 稲荷町

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

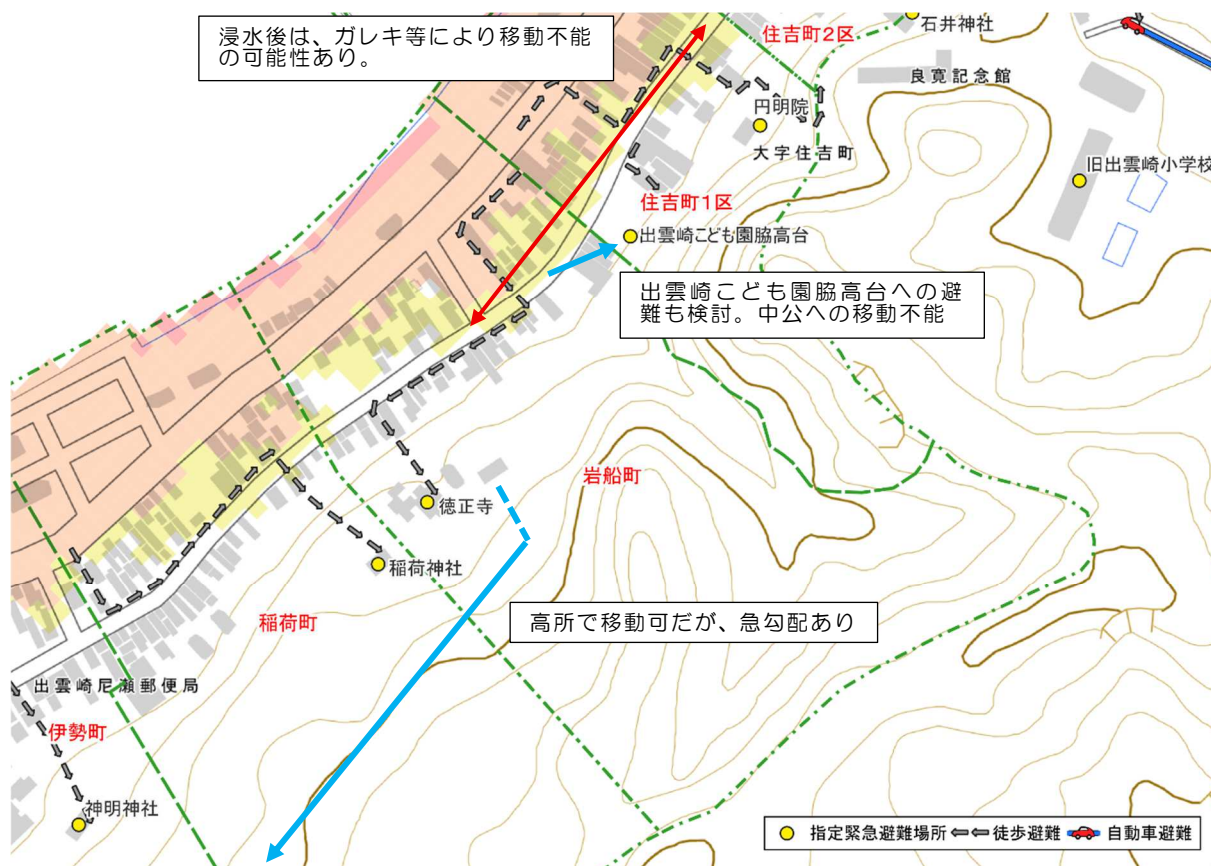
徒歩避難先	稲荷神社
-------	------



・岩船町

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

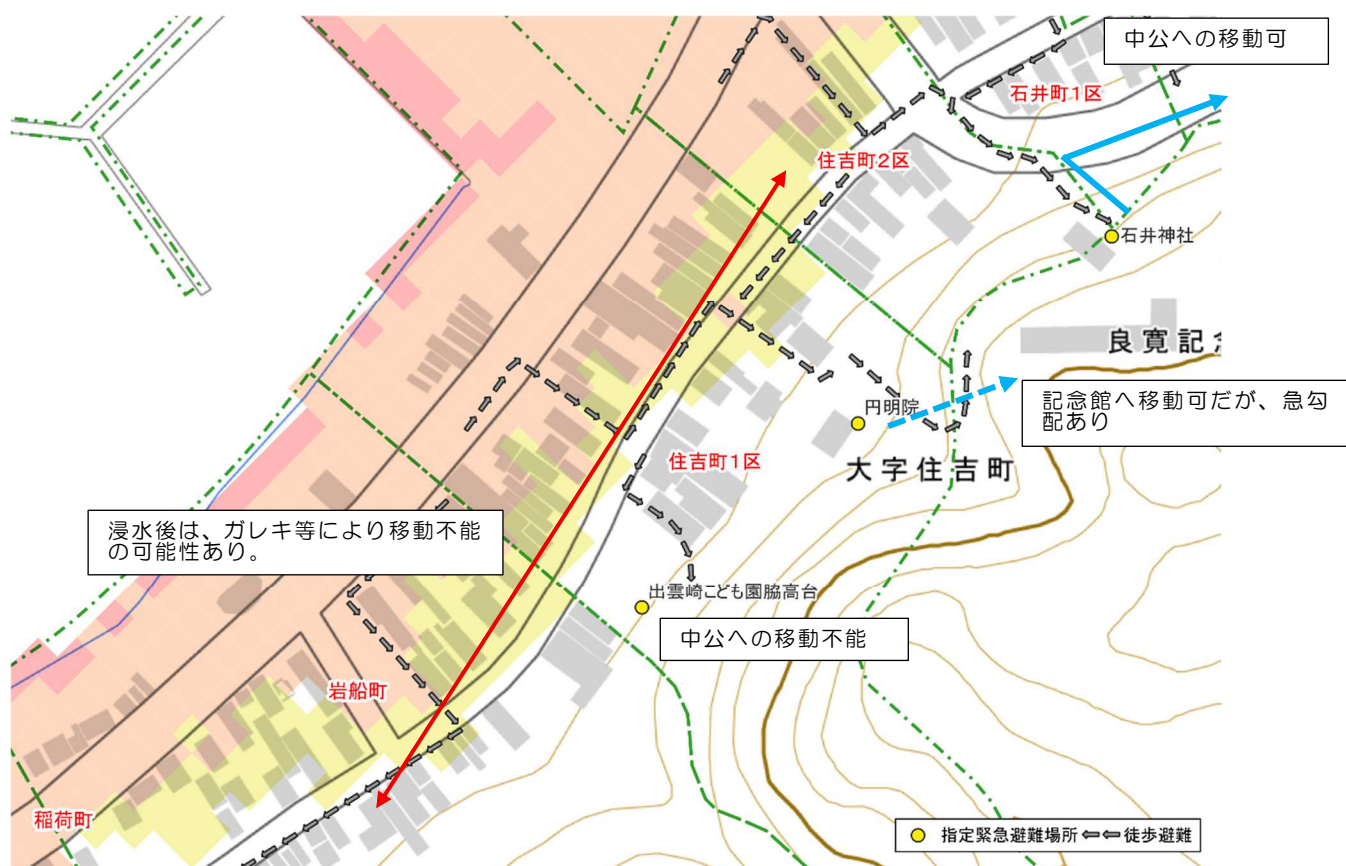
徒歩避難先	徳正寺
-------	-----



・住吉町 1 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	出雲崎こども園脇高台 円明院
-------	-------------------



・住吉町2区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	円明院 石井神社
-------	-------------



・石井町1区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	石井神社
-------	------

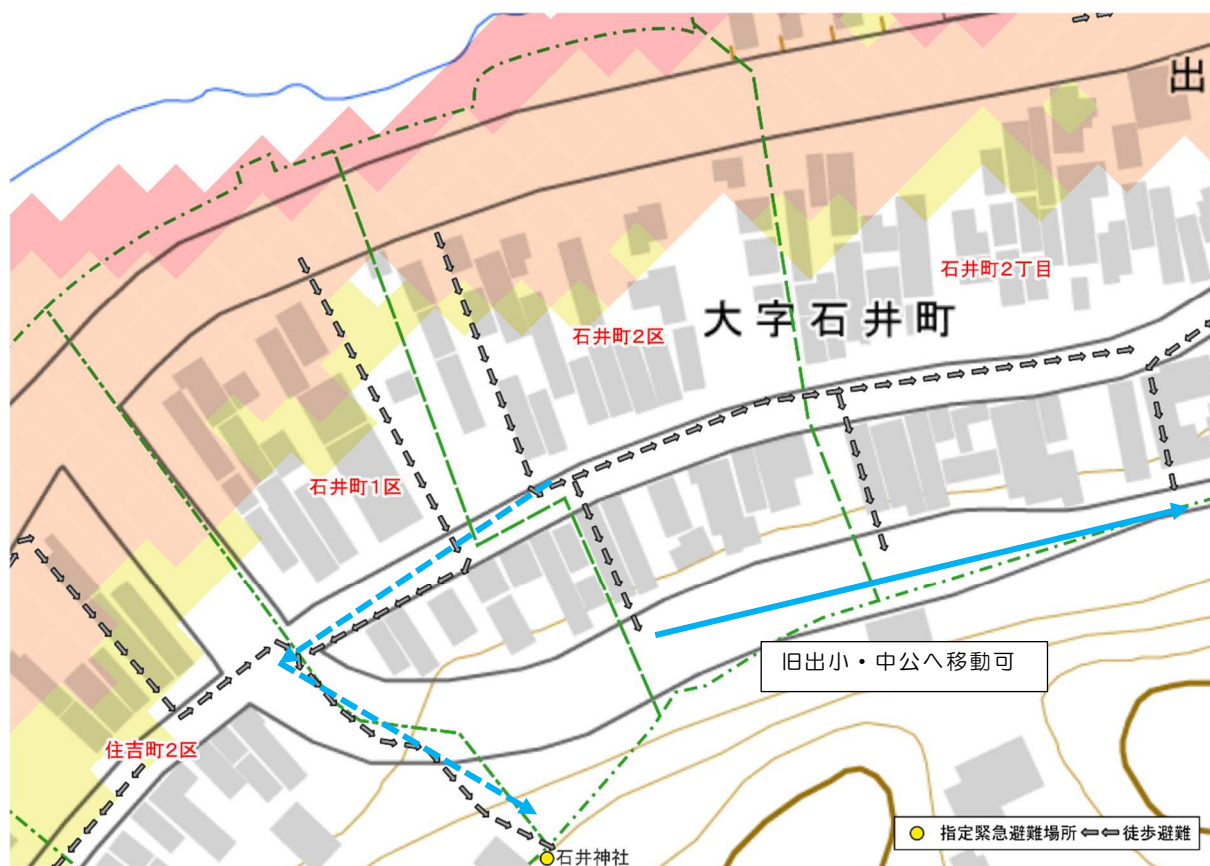


・石井町2区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。

自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

徒歩避難先	旧出雲崎小学校 石井神社
自動車避難 通過目標地点	善乗寺裏高台(国道 352 号)
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】出雲崎町中央公民館 出雲崎町民体育館 多世代交流館きらり 出雲崎中学校

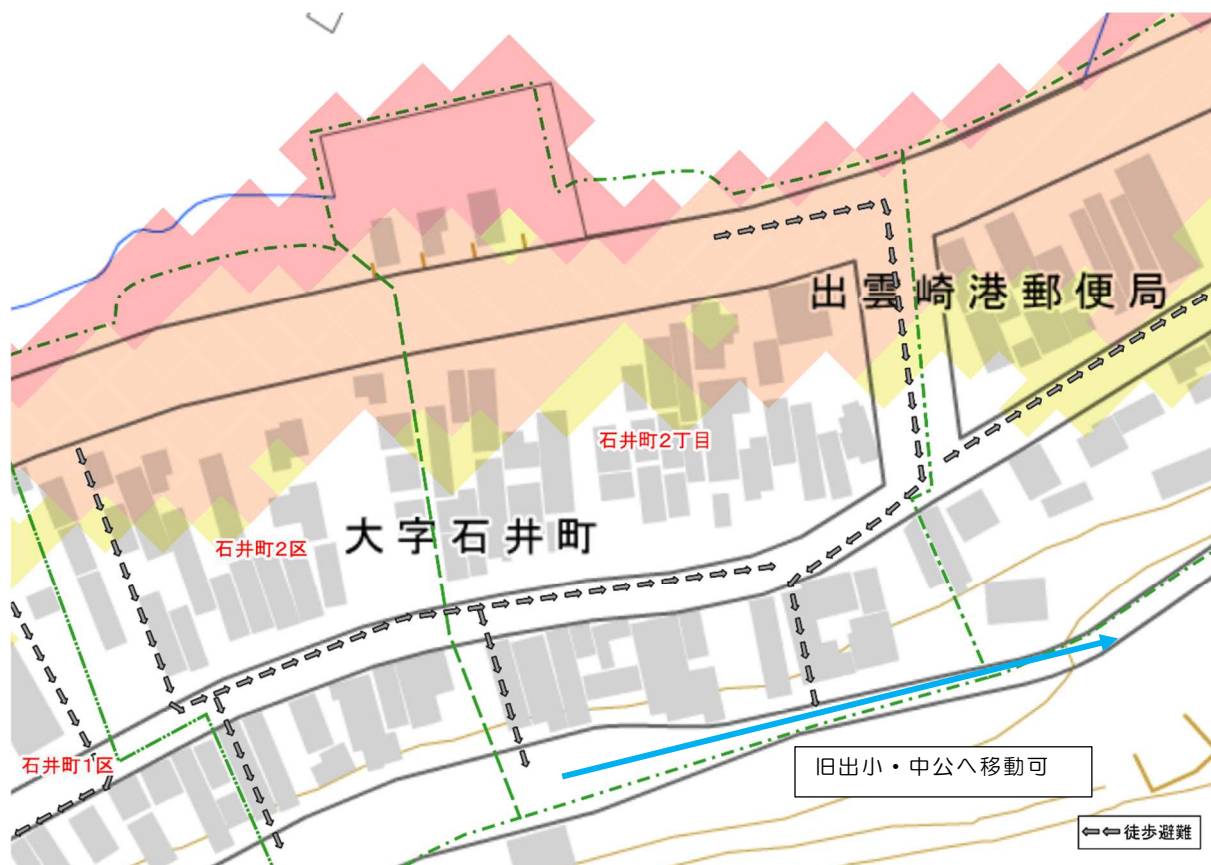


・石井町二丁目

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。

自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

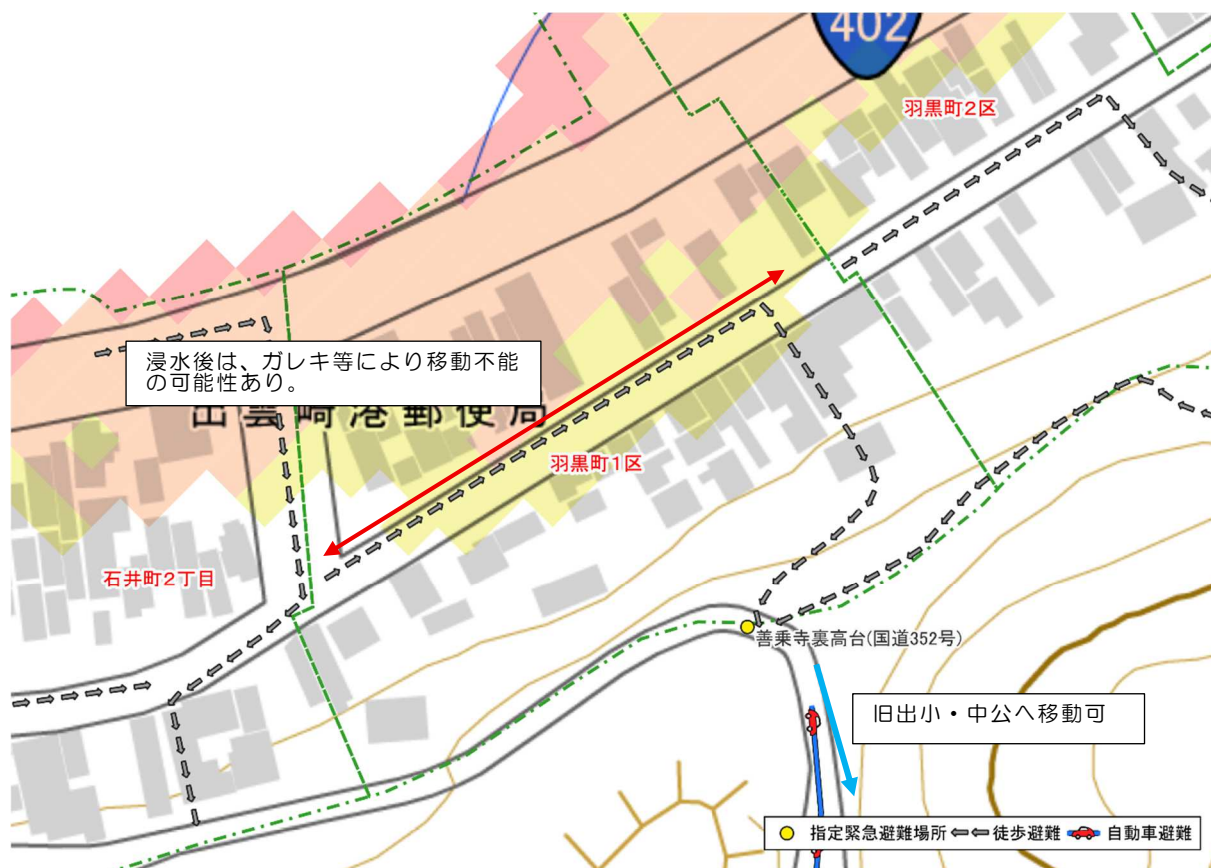
徒歩避難先	旧出雲崎小学校
自動車避難 通過目標地点	善乗寺裏高台(国道 352 号)
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】出雲崎町中央公民館 出雲崎町民体育館 多世代交流館きらり 出雲崎中学校



・羽黒町1区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

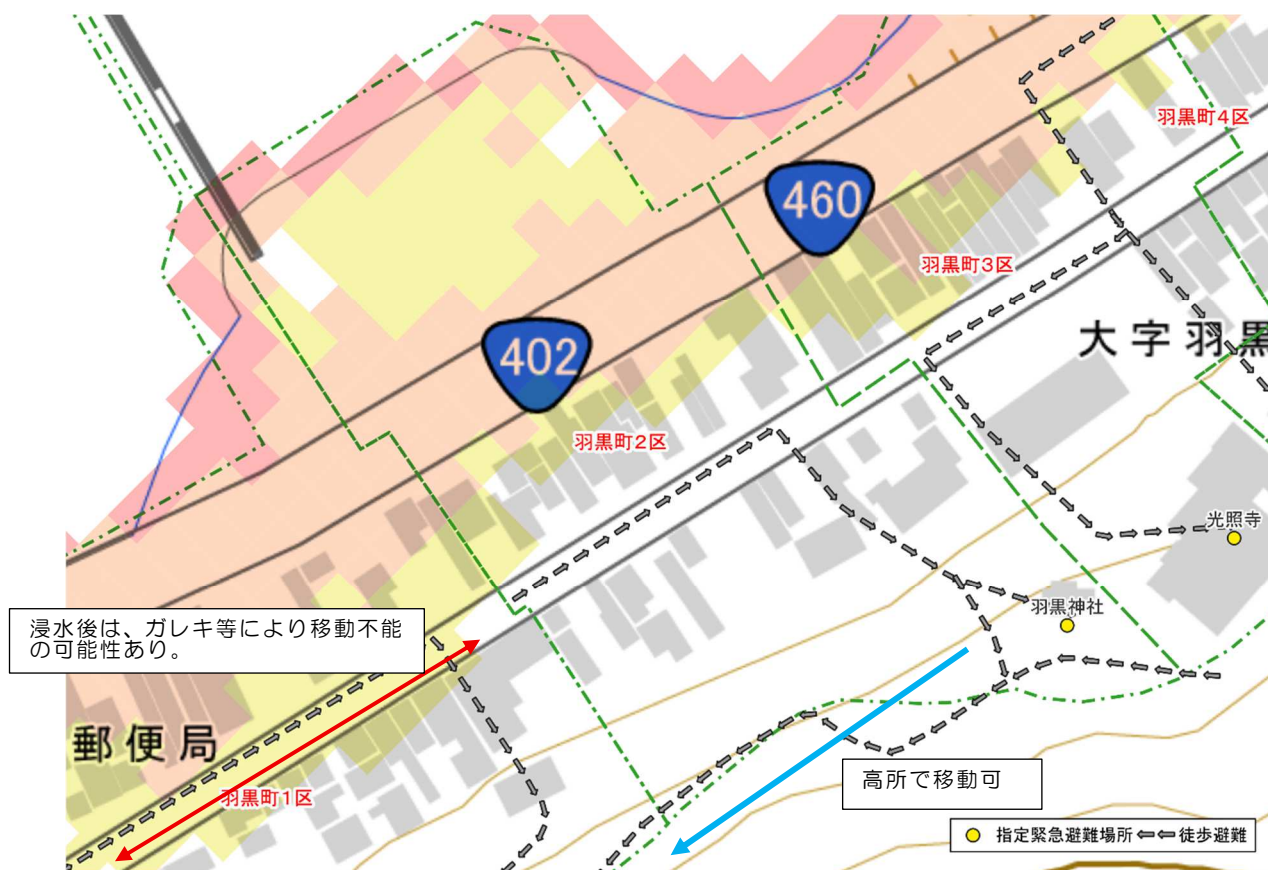
徒歩避難先	善乗寺裏高台
-------	--------



・羽黒町2区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	羽黒神社
-------	------



・羽黒町 3 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	光照寺
-------	-----



・羽黒町 4 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	福厳寺
-------	-----



・羽黒町 5 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	運行寺
-------	-----



・鳴滝町 1 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

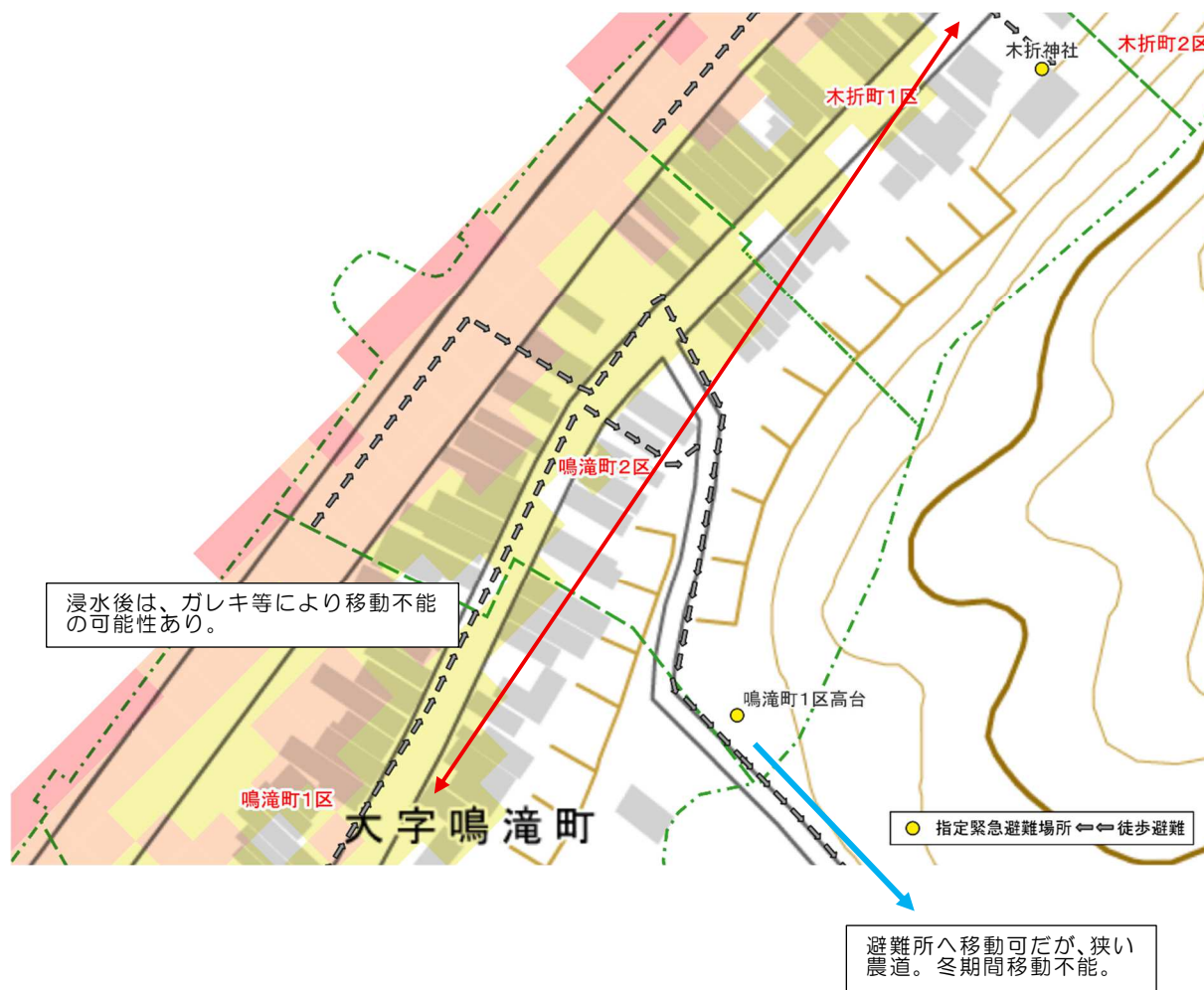
徒歩避難先	鳴滝町 1 区高台
-------	-----------



・鳴滝町 2 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	鳴滝町 1 区高台
-------	-----------



- ・木折町 1 区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

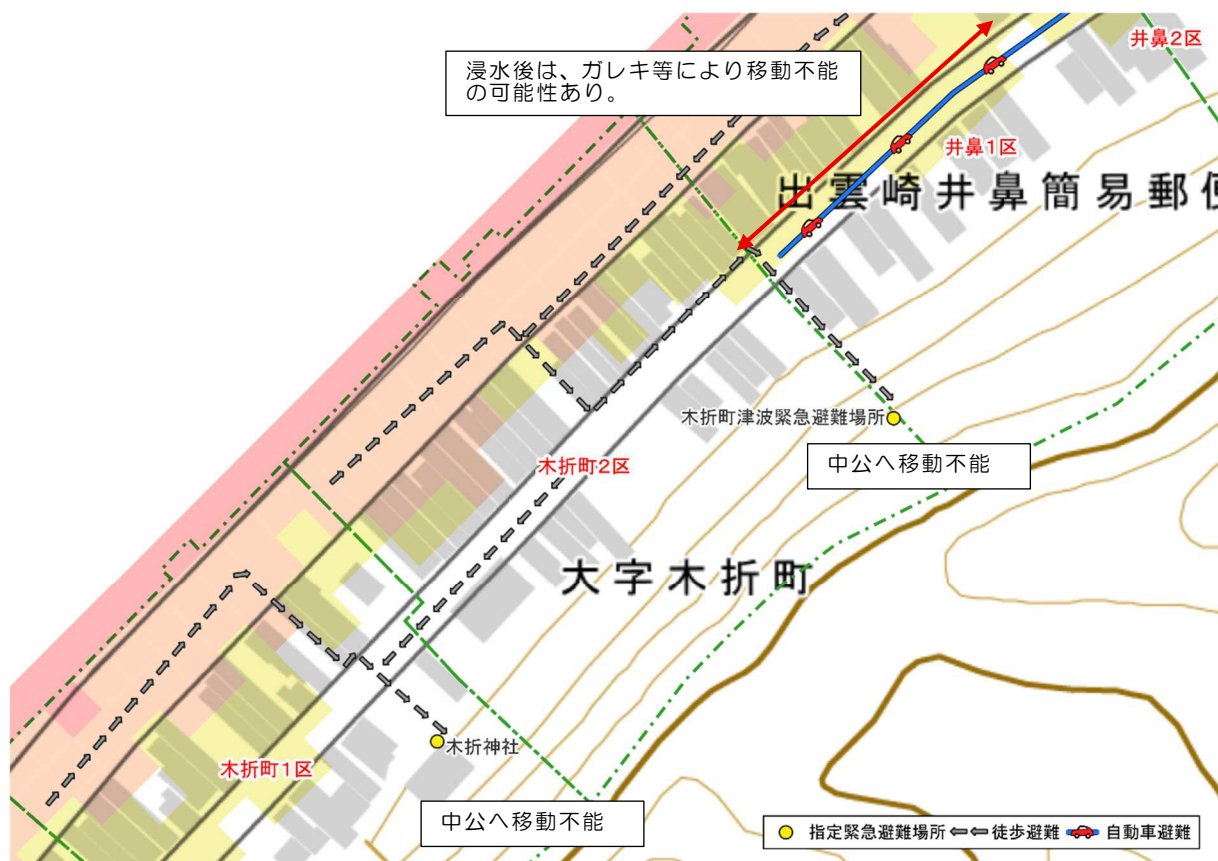
徒歩避難先	木折神社
-------	------



・木折町2区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

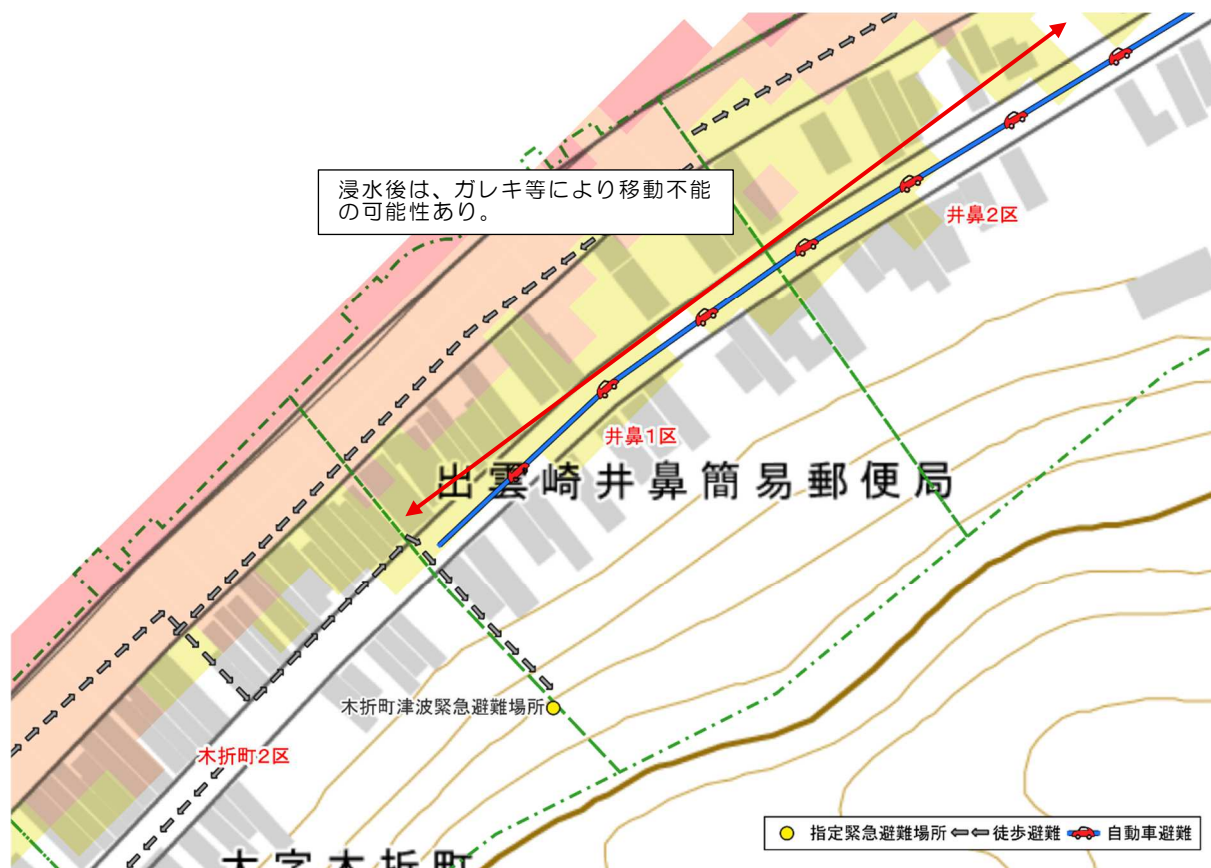
徒歩避難先	木折神社 木折町津波緊急避難場所
-------	---------------------



・井鼻1区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	木折町津波緊急避難場所
-------	-------------

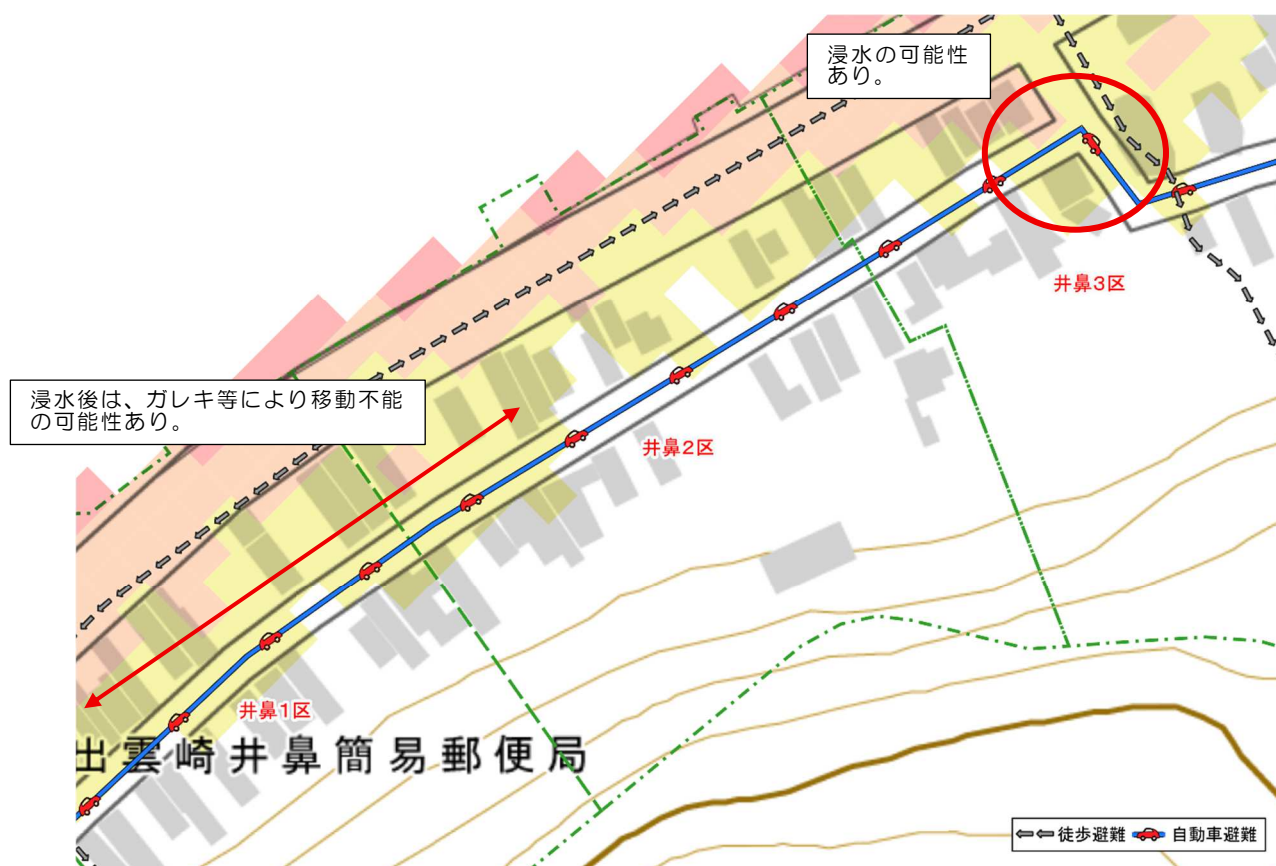


・井鼻2区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。

自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

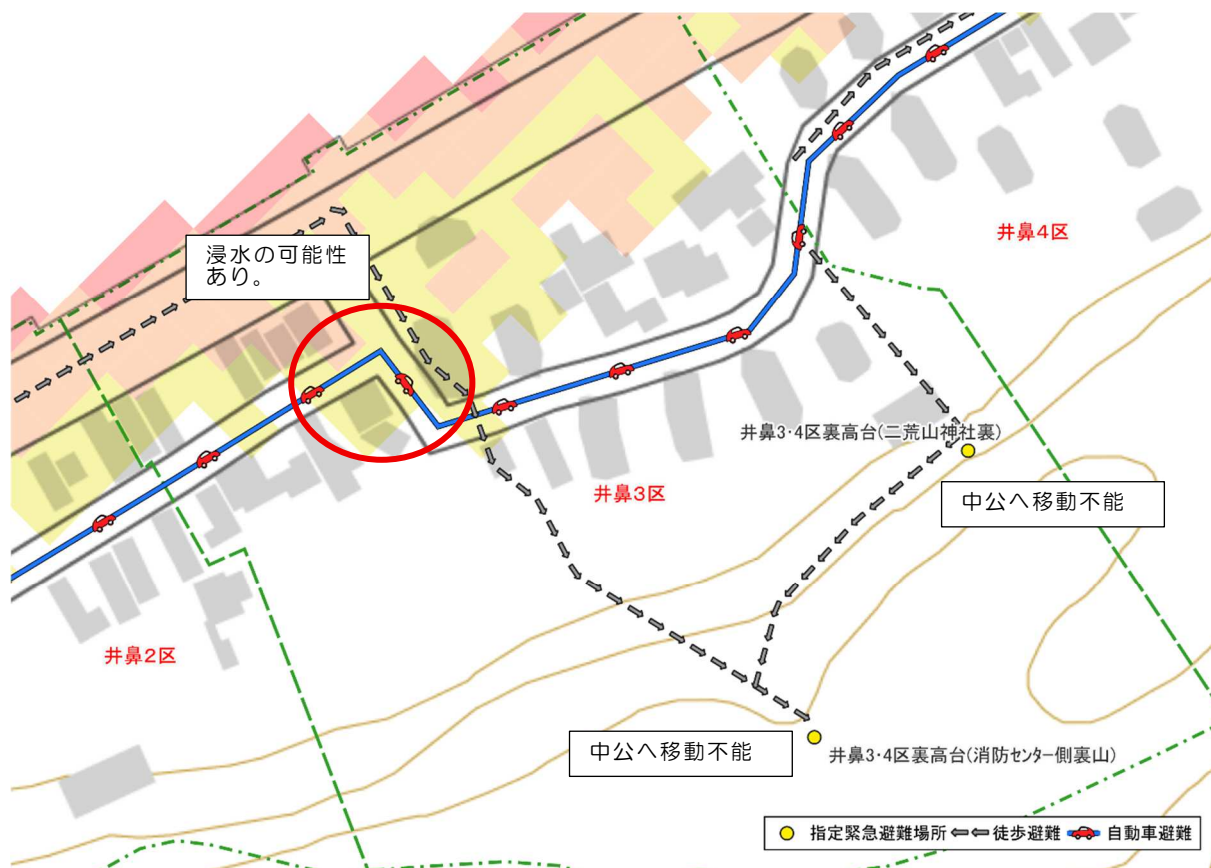
徒歩避難先	井鼻3・4区裏高台(消防センター側裏山)
自動車避難 通過目標地点	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】西越地区農村環境改善センター 藤巻地区コミュニティ消防センター



・井鼻3区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

徒歩避難先	井鼻3・4区裏高台(消防センター側裏山)
-------	----------------------

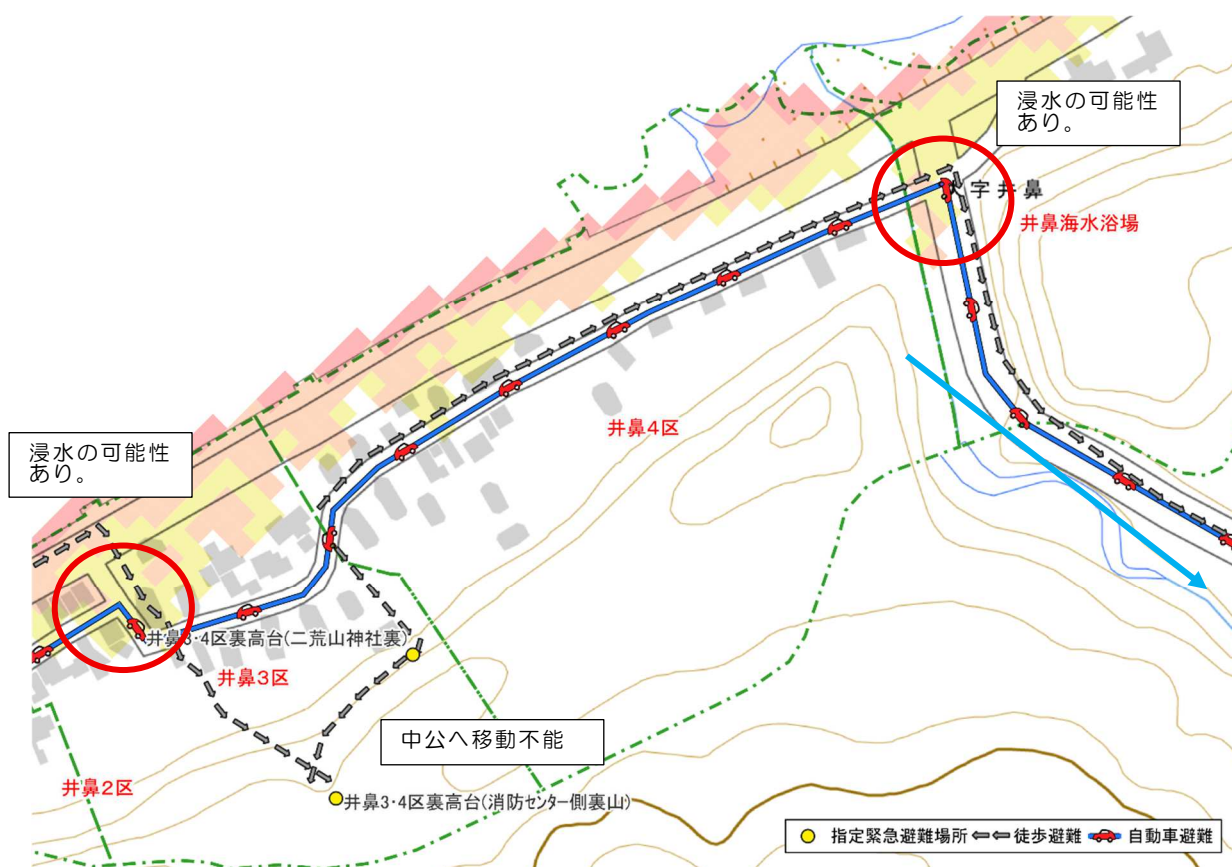


・井鼻4区

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。

自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

徒歩避難先	井鼻 3・4 区裏高台(消防センター側裏山)
自動車避難 通過目標地点	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】西越地区農村環境改善センター 藤巻地区コミュニティ消防センター

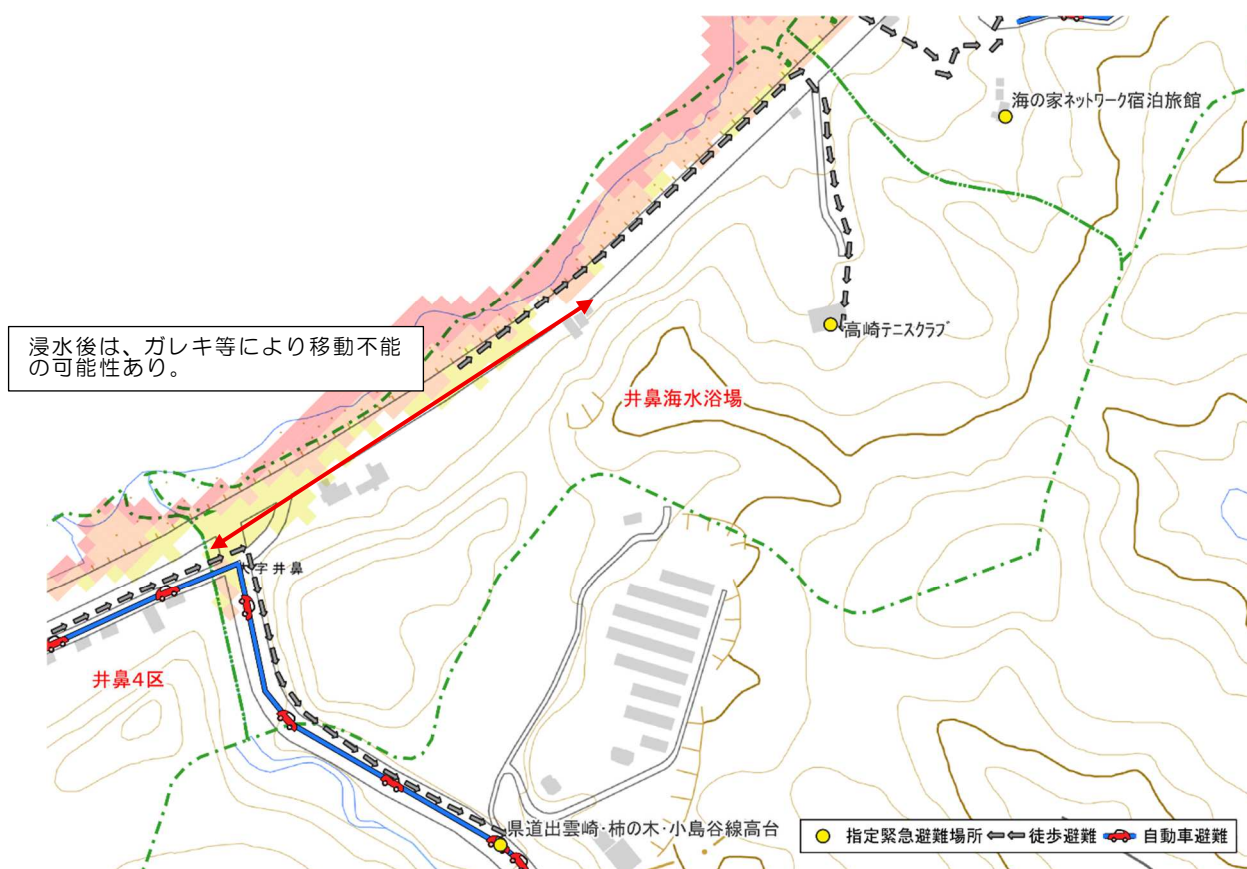


・井鼻海水浴場

避難方法：徒歩による水平避難を行います。自動車による水平避難も可とします。

自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

徒歩避難先	高崎テニスクラブ
自動車避難 通過目標地点	県道出雲崎・柿の木・小島谷線高台
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】西越地区農村環境改善センター 藤巻地区コミュニティ消防センター

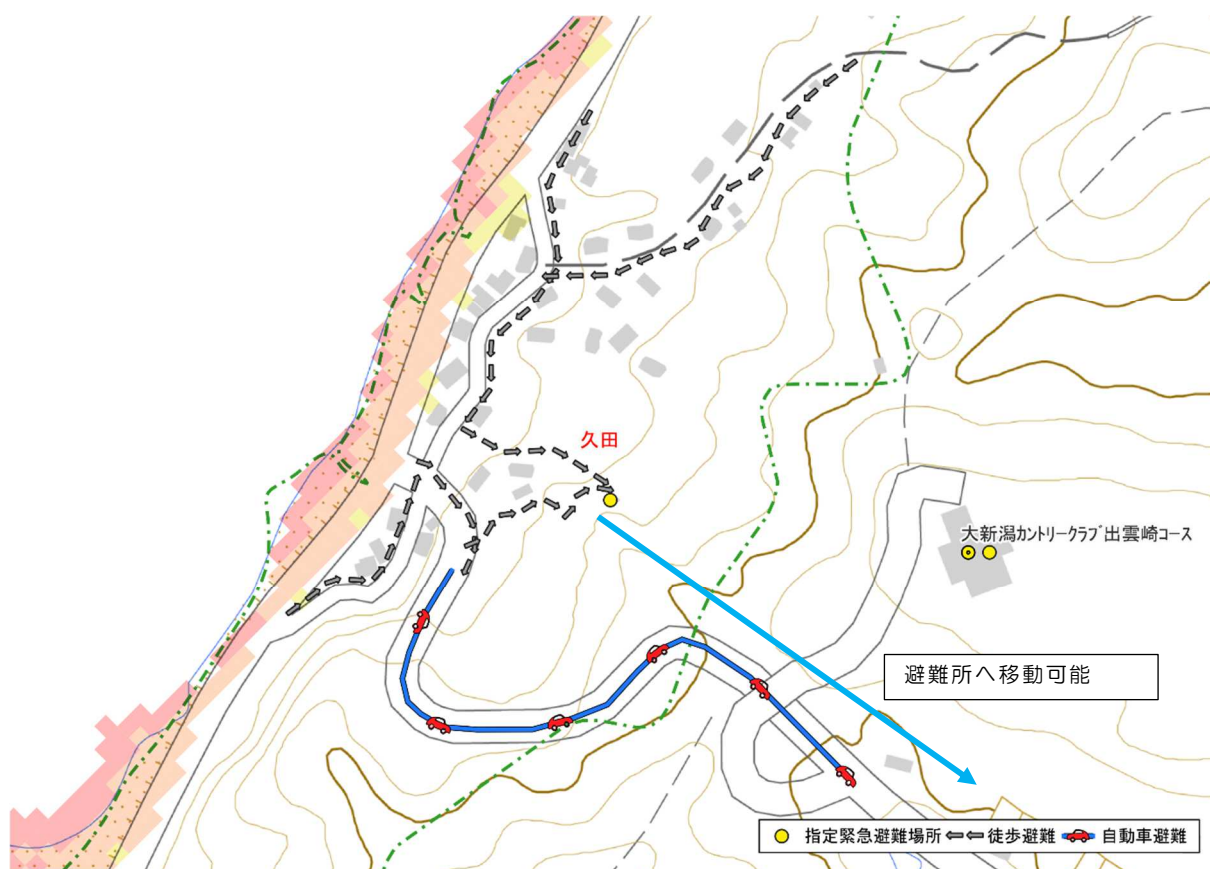


・久田

避難方法：徒歩による水平避難を行います。

なお、自動車避難の場合は、目標地点を通過し、さらに内陸部の指定避難所を目指します。

徒歩避難先	諏訪神社
自動車避難 通過目標地点	大新潟カントリークラブ出雲崎コース
指定避難所 (自動車避難先)	【優先開設】西越地区農村環境改善センター 藤巻地区コミュニティ消防センター



2.6. 津波災害対応に関する町職員の配備体制

2.6.1. 配備体制の基準

町内で津波災害が発生し、または津波災害が発生するおそれがある場合には、「災害対策基本法」第23条の2第1項の規程に基づき、出雲崎町災害対策本部を設置し、災害応急体制を確立します。

表 2.6.1 地震災害・津波災害時の配備体制基準

配備区分 (本部体制)	配備時期
情報収集体制	・ 震度3の地震が発生したとき
警戒配備 (災害警戒本部)	・ 震度4の地震が発生したとき ・ 津波注意報が発表されたとき ・ その他何らかの災害の発生するおそれがあるとき
非常配備 (災害対策本部)	・ 災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき ・ 災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を要するとき ・ 大規模な災害の発生するおそれがあり、その対策を要するとき ・ 避難指示等の発令基準に達したとき(津波注意報発表時を除く。) ・ 震度5弱以上の地震が発生したとき

災害対策本部組織編成

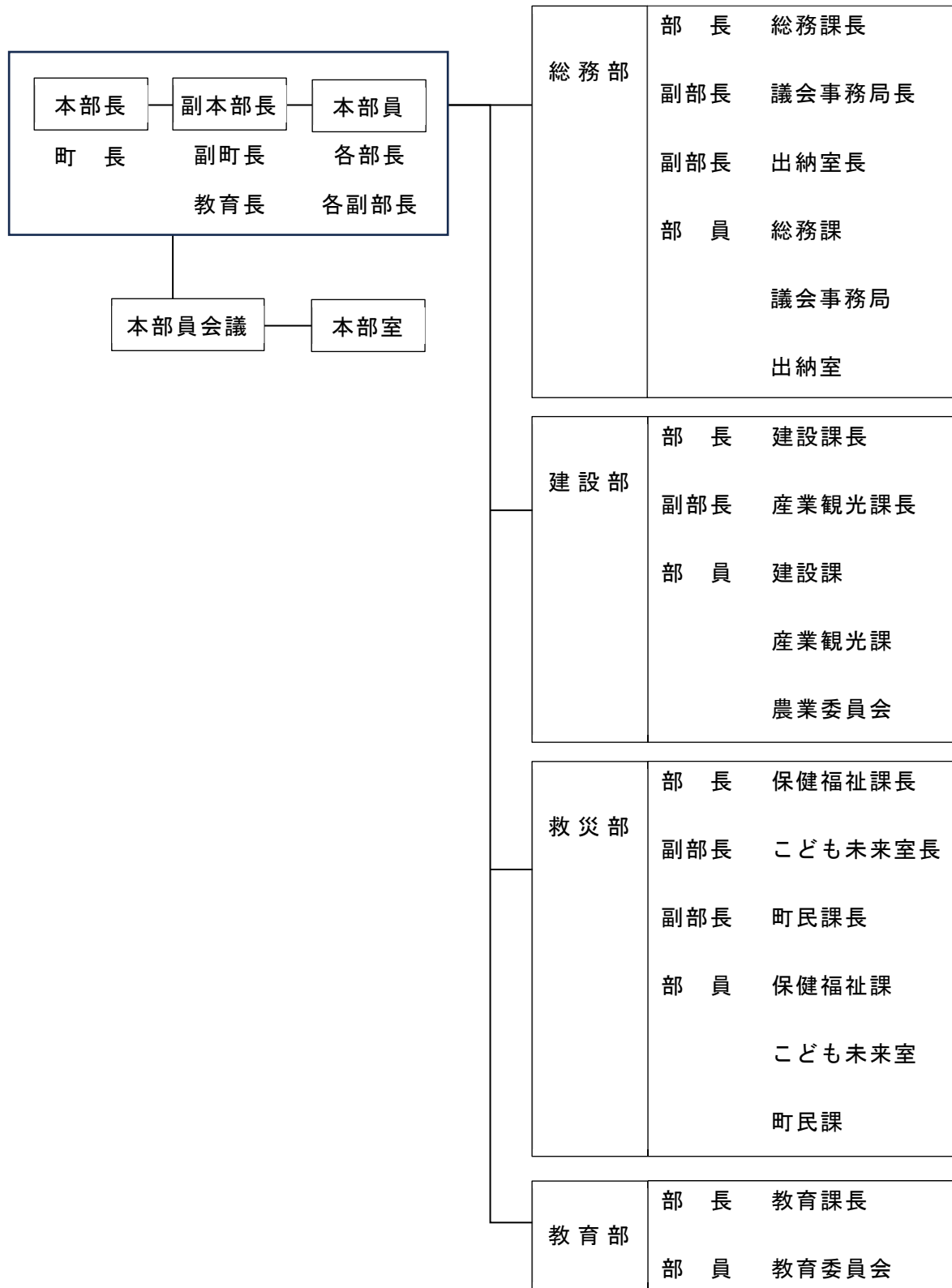


図 2.6.1 災害対策本部の組織体制

2.6.2. 津波に関する情報の伝達

地震等が発生し、津波が予想される場合には、津波に関する情報を収集し、その情報をもとに避難を実施します。

以下に、気象台等から発表される「津波に関する情報の種類」および「町民等への津波に関する情報の伝達」を示します。

2.6.3. 気象台等から発表される津波に関する情報の種類

①大津波警報・津波警報・注意報

	予想される津波の高さ		とるべき行動	避難の範囲
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m 超 (10m<高さ)	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに <u>高台や避難ビルなど安全な場所へ避難</u> してください。 津波は繰り返し襲ってくるので、大津波・津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。 ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！	お住まいの市町村の津波ハザードマップ等で、浸水が想定される区域を確認しておきましょう。 また、津波の規模は様々であり、実際には浸水想定を上回る津波が襲ってくることもあるので、<u>最大限の避難を心がけ</u>ましょう。
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い		
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中にいる人は、<u>ただちに海から上がって、海岸から離れて</u>ください。 津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。	

(気象庁「津波防災 深める知識高める知識」(2017年)リーフレットより)

②津波情報

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを発表します。
	各地の満潮時間・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
	津波観測に関する情報	沖合で観測した津波時刻や高さを発表します。
	沖合いの津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測地から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

③津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき	津波の心配がない旨を、地震情報に含めて発表します。
	0.2m 未満の海面変動が予想されるとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

2.6.4. 町民等への津波に関する情報の伝達

町が気象台等より発表される津波警報等の情報を収集した場合、及び気象台等からの情報の内容から避難指示を発令する場合には、以下の発信内容および伝達経路により町民の皆さまへ速やかに津波に関する情報を伝達します。

表 2.6.2 津波に関する情報の伝達方法

津波警報等の種類	発信内容	伝達経路
大津波警報 津波警報 津波注意報	・ 避難対象地域 ・ 避難が必要となった理由 ・ 予想される津波の高さ ・ 津波の到達予想時刻 ・ ただちに海岸及び河川から離れ、高台等のできるだけ高い安全な場所に避難すること	①災害情報共有システム（Ｌアラート） ②防災行政無線（Ｊ-ALERT） ③広報車 ④緊急速報メール（エリアメール） ⑤ＳＮＳ ⑥県内放送機関（ラジオ、テレビ） ⑦消防団、行政区

2.7. 町民等の津波避難に関する行動

津波による人的被害をできるだけ軽減するには、「津波から逃げること」が基本となります。町民の皆さまは以下の事項に留意して行動してください。

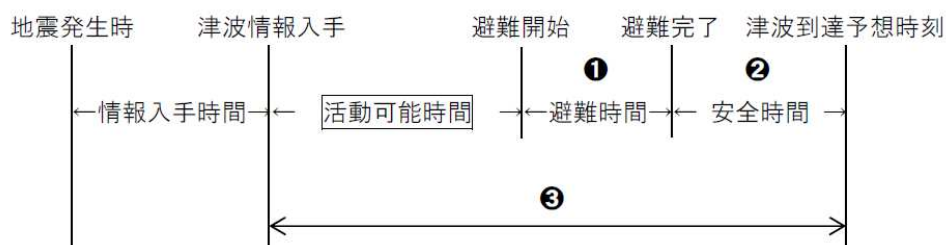
- ① 強い揺れ（震度 4 以上）を感じたとき、または弱い地震であっても長い揺れが続いたときには、津波が発生する可能性があります（地震後約 3 分で、津波の有無について発表されます）。テレビやラジオからの情報、防災行政無線の情報に注意しつつ、迷うことなく迅速かつ主体的に高台などへ避難を開始できるよう準備してください。
- ② 遠くで発生する巨大地震など、ゆれを感じにくい場合でも、大津波警報・津波警報が発表された場合には、テレビやラジオの報道、防災行政無線の情報をよく聞き、迅速かつ主体的に高台などへ避難を開始してください。
- ③ 道の駅、海水浴場、漁港など 海岸施設より海側にいる人は、津波注意報で海岸付近から避難してください。
- ④ 町民の皆さまが 早い段階から避難を開始することにより、渋滞を軽減し 多くの命を守ることができます。津波の到来まで 時間的余裕があっても早めに行動を開始して、町全体の避難行動にご協力ください。
- ⑤ 避難にあたっては徒歩を原則とします。ただし、避難困難地区及び避難行動要支援者等のため必要な場合は、自動車による避難を可能とします。自動車で避難する場合、日頃から 複数の避難ルートを検討しておきましょう。
- ⑥ ためらわず、自ら率先して避難行動をとってください。また避難の際には、避難の呼びかけ、声をかけ合って避難しましょう。
- ⑦ 津波警報等が解除されるなど、安全が確認されるまでは避難行動を継続してください。
- ⑧ 避難の際は 暖かい服装、しっかりとした足回りを心がけるとともに、可能であれば 水・食料や常備薬、毛布といった非常持ち出し品を携帯してください。

2.8. 消防団員等の避難誘導等の活動に従事する職員等に関する行動

消防団員の避難誘導等の活動は、あらかじめ定めた活動計画によることを基本とし、特に消防団員の安全を確保するため、以下の事項に留意して行動してください。

- ①気象庁が発表する津波警報等の情報を入手するまで、または大津波警報及び津波警報発表時において、津波到達予想時刻の情報を入手するまでは、**原則として避難を優先**します。
- ②活動する場合には、「**③**気象庁が発表する津波情報入手時から津波到達予想時刻までの時間」から、「**①**避難時間（活動場所から避難場所までの時間）」及び「**②**安全時間 20 分（安全・確実に避難が完了するよう、余裕を見込んだ時間）」を差し引いた「**活動可能時間**」を設定し、それを経過した場合には直ちに避難します。

$$\text{※ 活動可能時間} = \text{③} - (\text{①} + \text{②})$$



- ③避難の際は、「逃げること」の大切さを、身をもって示すため、**自らが「率先避難者」となり、地域住民を避難させます。**

<活動可能時間がある場合>

- ④防災行政無線、エリアメール等により津波警報等が発表されたことを覚知した場合、活動可能時間がある場合は、あらかじめ定められた**活動計画、待避ルールを遵守し、避難誘導等の活動**を行います。
- ⑤活動時には**ライフジャケット等を着用**します。
- ⑥避難誘導は**複数（2名以上）で活動**します。
- ⑦最新の津波情報等を確認するため、**ラジオ等を携行**します。
- ⑧連絡を行うための**通信機器を携行**します。
- ⑨**津波による危険を察知した場合にはただちに待避**します。

2.9. 津波対策の教育・啓発

津波防災教育・啓発において最も大切なことは、町民みなさんが「自らの命は自らが守る」という観点に立って、「海岸付近で強い地震を感じたら急いで避難」という基本的な事項を周知徹底し、実行することです。

また、津波対策は、平日と休日、昼間と夜間、夏季と冬季など時間や場所によって異なるため、その状況に応じ適切な行動を行うには、家族や地域間において常に話し合いを行い、情報を共有することも大切です。

町では、津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、啓発・教育を継続して実施していきます。

2.9.1. 津波防災の教育

学校等においては、地域社会の実情および園児・児童・生徒の発達の段階に即し、津波に対する心得、避難場所の確認、避難方法等について、適切な教育を行うよう努めます。

【津波に対する心得】

- 強い地震を感じたときまたは弱い地震であっても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、気象台からの情報を待たず、直ちに沿岸部から離れた安全な高台に避難する。
- 地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときは、直ちに沿岸部から離れた高台等に避難する。
- ラジオ、テレビ、広報車等を通じて正しい情報を入手する（デマに惑わされない）。
- 津波は繰り返し襲ってくることを十分認識し、津波警報等が解除されるまで、また安全が確認されるまで海岸部に近づかない（自己判断をしない）。

2.9.2. 町民等に対する津波防災意識の啓発

津波防災意識の高揚と津波防災知識の普及を図るため、次の対策を実施します。

（１）出雲崎町 Web 版災害ハザードマップの活用

町のホームページで公開している Web 版災害ハザードマップを活用し、津波の想定浸水域、津波の指定緊急避難場所、指定避難所等の関心を促し、津波防災対策に役立てます。

（２）自主防災組織・消防団の育成

自主防災組織・消防団は、地域の安全を守るために基礎となる組織であり、津波対策をはじめ、様々な防災の観点からも組織の育成を促進する必要があります。組織の育成にあたっては、各行政区の実情に配慮し、住民が自発的に参加できる方策を検討します。

（３）防災リーダーの育成

自主防災組織や町内会役員、消防団員等の防災担当者を対象に、津波対策・被災時の主導的な役割を担う防災リーダーとなる人材の育成に努めます。

2.10. 防災訓練

円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、津波避難訓練を含めた防災訓練を実施するよう努めます。

町では、災害時における対応能力の向上と防災関係機関相互の協力体制の確立を図るとともに、町民自らの「自分の身は自分で守る」という行動力と、災害に対する知識の向上のため、町民参加による防災訓練を原則年1回以上計画して実施します。

訓練内容としては、以下について実施します。

- (1) 総合防災訓練
- (2) 避難訓練
- (3) 避難所運営訓練
- (4) 職員招集訓練
- (5) 職員の災害対策本部設置訓練
- (6) 職員の緊急通信訓練

2.11. その他の留意点

2.11.1. 漁港・海水浴場等における津波避難に関する行動

2.11.1.1. 漁港等周辺の事業者等

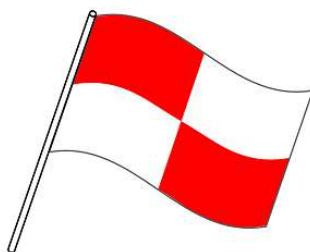
漁港の周辺は、想定される浸水深が深く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、漁港等周辺の事業者の方は以下の事項に留意して行動してください。

- ①地震が発生した場合には、ただちに町や報道機関から発信される津波に関する情報を収集してください。
- ②津波警報が発表された場合、町からの避難指示が発令された場合、または施設責任者等が自主的な避難を行うと決断した場合には、あらかじめ各事業所等で定めた避難計画に従って、速やかに従業員等の避難を実施してください。

2.11.1.2. 海水浴客・釣り客等の海岸利用者

海水浴場や海岸部は、想定される浸水深が深く、被害が特に大きくなると予想される地域であることから、海水浴客や釣り客等の海岸利用者は、以下の事項に留意して行動してください。

- ①利用前に指定緊急避難場所、避難経路等を確認してください。
- ②津波注意報でも海岸の危険な区域から離れ避難してください。
- ③地震が発生した場合には、すぐに海から離れてください。また、町や報道機関から発信される津波に関する情報を収集してください。
- ④防災行政無線やエリアメール、報道機関からの情報等により津波警報等が発表されたことを見聞きした場合には、直ちに海岸・河川から離れ、指定緊急避難場所等の安全な場所に避難してください。
- ⑤海水浴場において、赤と白の格子模様でデザインされる「津波フラッグ」が振られた場合は、すぐに海から離れ、高台や指定緊急避難場所に避難してください。



津波フラッグ

2.11.2.要配慮者の避難誘導支援に関する行動

2.11.2.1. 要配慮者の定義

災害対策基本法では「高齢者、障害者、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者」と定義されています（法第8条第2項関係）。その他、人工呼吸器使用者や人工透析患者等、医療ニーズの高い方、妊産婦なども想定されます。

町では、以下に挙げる方を要配慮者として定義しています。

- ①高齢者（85歳以上、独居・二人暮らし高齢者）
- ②障害者手帳所持者
- ③介護保険認定者
- ④常時特別な医療等を必要とする在宅療養者
- ⑤乳幼児・児童（特に低学年児童）

なお、災害時においては、妊産婦や外国人（日本語理解が十分でない者）、地域の地理に不案内な旅行者等も要配慮者となりうることに留意が必要です。

2.11.2.2. 要配慮者の避難誘導支援

要配慮者の避難誘導の支援に関しては、以下の事項に留意し行動してください。

- ①避難行動要支援者避難支援計画により、町職員、警察、消防団員、社会福祉協議会、民生委員、町内会（自主防災組織）等との連携により実施します。
- ②地域に居住する要配慮者の避難誘導は、**事前に把握されている居住実態や傷病の程度等に応じた避難誘導**を行います。
- ③自力で避難できない者に対しては、町内会（自主防災組織）等の**地域ぐるみで要配慮者の避難誘導**を行います。

2.11.2.3. 要配慮者利用施設における津波避難に関する行動

要配慮者利用施設における津波避難に関しては、以下の事項に留意して行動してください。

- ①地震が発生した場合には、揺れの大きさにかかわらず、**ただちに町や報道機関から発信される津波に関する情報を収集**してください。
- ②報道機関からの情報や防災行政無線、エリアメール等により**津波警報等が発表されたことを承知した場合**、施設管理者は事前に定めた避難計画により、**入院患者、来診者、施設入所者の避難誘導を実施**してください。
- ③避難誘導を行う際には、入所者等の**身体的・精神的特徴を考慮した避難誘導を実施**するよう努めてください。
- ④施設管理者は、必要に応じ町職員、警察、消防吏員、消防団員、町内会（自主防災組織）等と**連携して、避難誘導を実施**してください。

2.11.3.学校等における津波避難に関する行動

学校、幼稚園、保育所における生徒・児童・園児の避難誘導に関しては、以下の事項に留意して行動してください。

- ①地震が発生した場合には、揺れの大きさにかかわらず、**ただちに町や報道機関から発信される津波に関する情報を収集**してください。
- ②報道機関からの情報や防災行政無線、エリアメール等により**津波警報等が発表されたことを承知した場合**、学校等の責任者は在校園時、登下校園時、校園外活動時、学校施設活用事業時、在宅時等の各発生状況に応じ、事前に定めたマニュアル、避難計画等により、**教職員、児童生徒等の安否確認、避難誘導を実施**してください。
- ③防災行政無線やエリアメール、報道機関の報道等より**最新の情報を収集し、学校等の責任者が判断した最良の方法により避難**を行ってください。
- ④避難誘導を行う際には、**逃げ遅れることがないように人員を確認**してください。
- ⑤**自力で避難できない児童生徒**は、指定職員等が**介助して避難**してください。

2.11.4.集客施設における津波避難に関する行動

宿泊施設や飲食施設など、不特定多数の者が出入りする集客施設における津波避難に関しては、以下の事項に留意して行動してください。

- ①地震が発生した場合には、地震の大きさにかかわらず、**ただちに町や報道機関から発信される津波に関する情報を収集**してください。
- ②防災行政無線やエリアメール、報道機関からの情報等により**津波警報等が発表されたことを承知した場合**、施設管理者は事前に定めた避難計画により**利用者や従業員等の避難誘導を実施**してください。
- ③利用者に要配慮者がいる場合、**要配慮者の身体的・精神的特徴を考慮した避難誘導を実施**してください。
- ④施設管理者は、必要に応じ町職員、警察、消防吏員、消防団員、町内会（自主防災組織）等と**連携した避難誘導を実施**してください。

